

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年1月9日提出
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【電話番号】	03-5405-0740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル） S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド） S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元） S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル） S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成31年1月10日から平成31年7月9日まで) S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル） 4兆円を上限とします。 S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド） 4兆円を上限とします。 S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元） 4兆円を上限とします。 S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル） 4兆円を上限とします。 S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円） 4兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

以下、上記ファンドを総称して、「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。また、各ファンドをそれぞれ「ブラジルリアル」、「南アランド」、「中国元」、「豪ドル」、「円」と略称でいうことがあります。（略称に「コース」と付加する場合があります。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

\*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド4兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「NW債レ」、「NW債ラ」、「NW債元」、「NW債豪」、「NW債円」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

**( 5 ) 【申込手数料】**

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.78%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「( 4 ) 発行（売出）価格」に記載の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

**( 6 ) 【申込単位】**

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「( 4 ) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

**( 7 ) 【申込期間】**

2019年1月10日から2019年7月9日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

**( 8 ) 【申込取扱場所】**

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「( 4 ) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

**( 9 ) 【払込期日】**

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**( 10 ) 【払込取扱場所】**

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「( 4 ) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

**( 11 ) 【振替機関に関する事項】**

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## ( 1 2 ) 【その他】

## イ 申込証拠金

ありません。

## ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

## ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

## ニ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

## ホ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

## ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

## (参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、投資信託に投資することにより、実質的に海外の債券に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドにつき、金8,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド

(ブラジルリアル) / (南アランド) / (中国元) / (豪ドル) / (円)

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(ロ) 当ファンドが該当する属性区分

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド

(ブラジルリアル) / (南アランド) / (中国元) / (豪ドル)

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載していません。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）、エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産およびエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
-------	---------	---

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載していません。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）、エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産およびエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

## 商品分類表

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド

（ブラジルレアル）／（南アランド）／（中国元）／（豪ドル）／（円）

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単字型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
	内外	その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド

（ブラジルレアル）／（南アランド）／（中国元）／（豪ドル）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	<b>グローバル</b> <b>(日本を除く)</b> 日本 北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回(隔月) <b>年12回(毎月)</b> 日々 その他 ( )	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ		
不動産投信			<b>ファンド・オブ・ファンズ</b>	<b>なし</b>
<b>その他資産</b> <b>(投資信託証券(債券 一般))</b>		中近東(中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		<b>エマージング</b>		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

#### S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(円)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	<b>グローバル</b> <b>(日本を除く)</b> 日本 北米	ファミリーファンド	<b>あり</b> <b>(フルヘッジ)</b>
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回(隔月) <b>年12回(毎月)</b> 日々 その他 ( )	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ		
不動産投信			<b>ファンド・オブ・ファンズ</b>	なし
<b>その他資産</b> <b>(投資信託証券(債券 一般))</b>		中近東(中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		<b>エマージング</b>		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載していません。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

2009年10月30日 信託契約締結、設定、運用開始。

## (3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

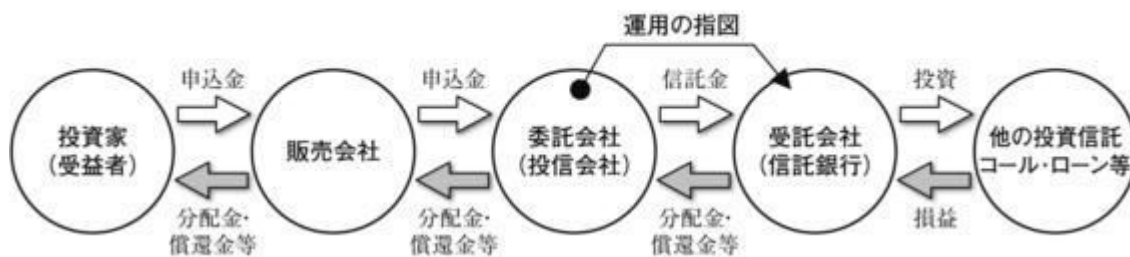
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

#### 運営の仕組み



#### ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（2018年10月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

(ハ) 大株主の状況

（2018年11月1日現在）

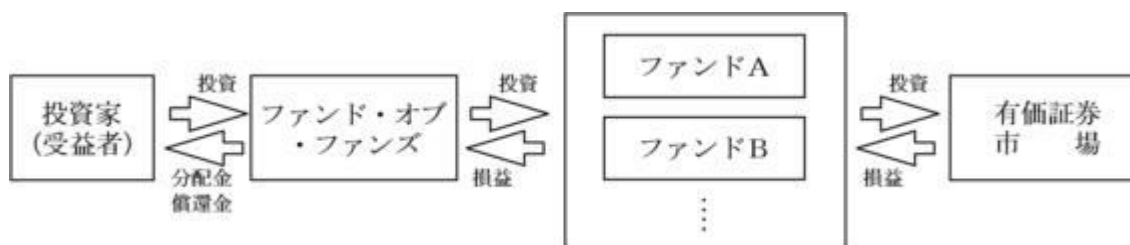


名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	10,584,000	60.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪府中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	20.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,528,000	20.0

#### ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

#### 〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### イ 基本方針

当ファンドは、投資信託に投資することにより、実質的に海外の債券に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### ロ 投資態度

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）

（イ）主として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルリアルクラス）」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルリアルクラス）」受益証券を通じて、主として、エマージング諸国の企業や政府、政府関係機関等が発行する米ドル建て債券およびエマージング諸国の成長から恩恵を受けると考えられる先進国の企業や政府、政府関係機関等が発行する債券に投資します。

・「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルリアルクラス）」は、原則として米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います。したがって、ブラジルリアル建ての資産を所有するのと同様の為替変動効果が得られます。

（ハ）「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

（ニ）原則として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルリアルクラス）」受益証券への投資比率を高位に保ちます。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ヘ）主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる

場合があります。

a．エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルリアルクラス）

運用会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
主要運用対象	エマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券等
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。

b．マネープール・マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

- (イ) 主として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（南アフリカランドクラス）」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（南アフリカランドクラス）」受益証券を通じて、主として、エマージング諸国の企業や政府、政府関係機関等が発行する米ドル建て債券およびエマージング諸国の成長から恩恵を受けると考えられる先進国の企業や政府、政府関係機関等が発行する債券に投資します。
- ・「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（南アフリカランドクラス）」は、原則として米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。したがって、南アフリカランド建ての資産を所有するのと同様の為替変動効果が得られます。
- (ハ) 「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
- (ニ) 原則として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（南アフリカランドクラス）」受益証券への投資比率を高位に保ちます。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ヘ) 主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

a．エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（南アフリカランドクラス）

運用会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
主要運用対象	エマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券等
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。

b．マネープール・マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

- (イ) 主として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）」受益証券を通じて、主として、エマージング諸国の企業や政府、政府関係機関等が発行する米ドル建て債券およびエマージング諸国の成長から恩恵を受けると考えられる先進国の企業や政府、政府関係機関等が発行する債券に投資します。

・「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）」は、原則として米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。したがって、中国元建ての資産を所有するのと同様の為替変動効果が得られます。

(ハ)「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

(ニ)原則として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）」受益証券への投資比率を高位に保ちます。

(ホ)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ)主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

a. エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）

運用会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
主要運用対象	エマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券等
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。

b. マネープール・マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

(イ)主として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(ロ)「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）」受益証券を通じて、主として、エマージング諸国の企業や政府、政府関係機関等が発行する米ドル建て債券およびエマージング諸国の成長から恩恵を受けると考えられる先進国の企業や政府、政府関係機関等が発行する債券に投資します。

・「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）」は、原則として米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。したがって、豪ドル建ての資産を所有するのと同様の為替変動効果が得られます。

(ハ)「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

(ニ)原則として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）」受益証券への投資比率を高位に保ちます。

(ホ)資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ)主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

a. エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）

運用会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
主要運用対象	エマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券等
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。

b. マネープール・マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕を

ご覧ください。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

- (イ) 主として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（円クラス）」および「マネープール・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（円クラス）」受益証券を通じて、主として、エマージング諸国の企業や政府、政府関係機関等が発行する米ドル建て債券およびエマージング諸国の成長から恩恵を受けると考えられる先進国の企業や政府、政府関係機関等が発行する債券に投資します。
- ・「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（円クラス）」は、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。
- (ハ) 「マネープール・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
- (ニ) 原則として、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（円クラス）」受益証券への投資比率を高位に保ちます。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ヘ) 主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

a . エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（円クラス）

運用会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
主要運用対象	エマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券等
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。

b . マネープール・マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

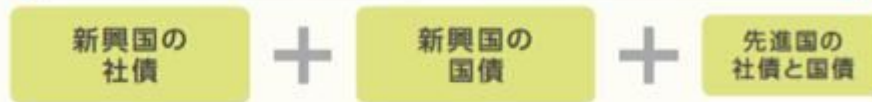
## ファンドの特色

1

世界的な経済構造の変化から恩恵を受ける企業や国が発行する債券に投資し、金利収入と値上がり益を追求します。

- 保有する債券の平均格付けは原則、投資適格 (BBB-格以上) を維持することに努めます。ただし、市場環境によってはBBB-格を下回ることがあります。

市場動向に応じてセクター配分の見直しを行います。



- 主に米ドル建てで発行されている新興国の社債と国債に投資します。また、新興国の社債には、政府出資企業が発行する債券も含まれます。
- 新興国の債券に加え、一部を先進国の社債や国債にも投資を行います。

2

5つのコースからお選びいただけます。各コースはスイッチングが可能です。

- 各コースでは、表示された通貨建ての資産を所有するのと同様の為替変動効果が得られます。各通貨の長期的な上昇を狙うとともに、金利の高い通貨の場合には、米ドルと各コースの通貨の金利差に相当する収益（為替取引によるプレミアム）を享受することができます。金利の低い通貨の場合には、金利差がマイナスとなり、為替取引によるコストとなる場合があります。円コースは、対円で為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。（後記「為替取引によるプレミアム/コストのイメージ」をご覧ください。）

ブラジルレアル 南アランド 中国元 豪ドル 円

※南アランド…南アフリカランド

▶ **スイッチングについて** 販売会社によっては、以下の各コース間でスイッチングが可能です。

SMBC・日興  
ニューワールド債券ファンド

ブラジルレアル

南アランド

中国元

豪ドル

円

スイッチングが可能です



スイッチングとは

保有しているファンドの換金による手取額をもって、他のファンドを買い付けることをいいます。

※スイッチングを行う場合には、換金するファンドと買い付けるファンドを同時にお申し込みください。

※詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

## 3

## 毎月決算を行い、安定した分配を目指します。

■毎月12日（休業日の場合は翌営業日）の決算日に、分配方針に基づき分配を目指します。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を考慮して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

1月 決算	2月 決算	3月 決算	4月 決算	5月 決算	6月 決算	7月 決算	8月 決算	9月 決算	10月 決算	11月 決算	12月 決算
¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥



(注1)「安定した分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

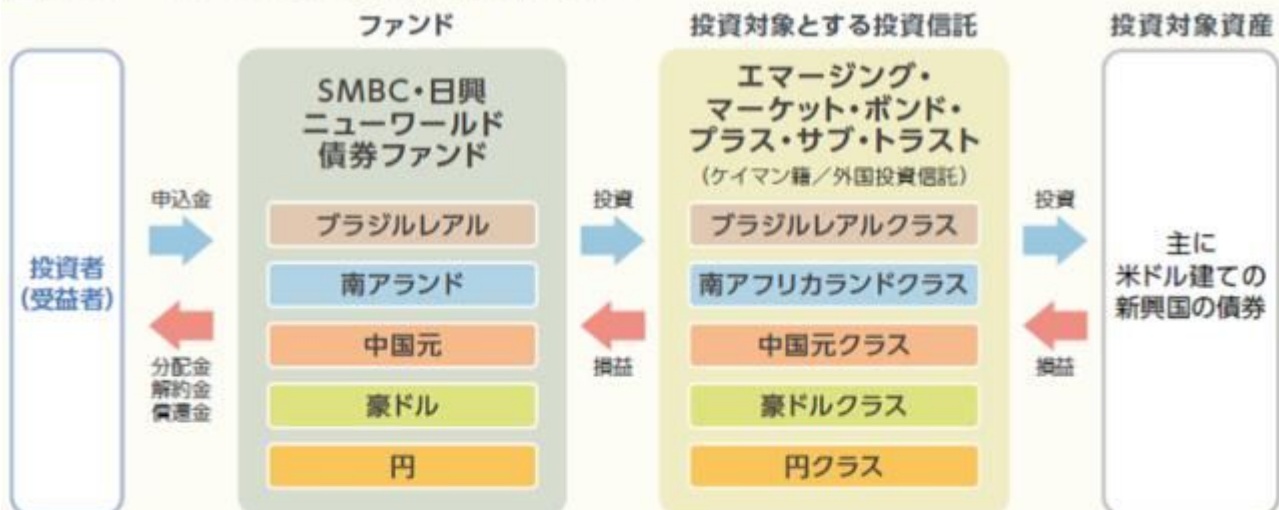
(注2)上の図は分配のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



## ▶ ファンドのしくみ

■ ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※当ファンドは外国投資信託のほか、国内の短期公社債等を投資対象とするマネーボール・マザーファンドにも投資しますが、上記外国投資信託の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は米ドル建ての新興国の債券となります。

※外国投資信託は、新興国の債券に加え、一部を先進国の社債や国債にも投資を行います。

ファンド	為替の売買方法	実質投資対象通貨	ファンドの狙い*
ブラジルリアル	米ドル売り ブラジルリアル買い	ブラジルリアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資対象資産(債券)の値上がり益等の獲得</li> <li>ブラジルリアルと米ドルの短期金利差(為替取引によるプレミアム)の獲得</li> <li>ブラジルリアルの対円での為替差益の獲得</li> </ul>
南アランド	米ドル売り 南アフリカランド買い	南アフリカランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資対象資産(債券)の値上がり益等の獲得</li> <li>南アフリカランドと米ドルの短期金利差(為替取引によるプレミアム)の獲得</li> <li>南アフリカランドの対円での為替差益の獲得</li> </ul>
中国元	米ドル売り 中国元買い	中国元	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資対象資産(債券)の値上がり益等の獲得</li> <li>中国元と米ドルの短期金利差(為替取引によるプレミアム)の獲得</li> <li>中国元の対円での為替差益の獲得</li> </ul>
豪ドル	米ドル売り 豪ドル買い	豪ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資対象資産(債券)の値上がり益等の獲得</li> <li>豪ドルと米ドルの短期金利差(為替取引によるプレミアム)の獲得</li> <li>豪ドルの対円での為替差益の獲得</li> </ul>
円	米ドル売り 円買い	円	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資対象資産(債券)の値上がり益等の獲得</li> <li>為替変動リスクの低減</li> </ul>

\*市況動向等によっては、ファンドの狙いの通りにならない場合があります。詳細およびファンドのリスクについては、後記「ファンドにおける3つの収益源」および「投資リスク 基準価額の変動要因」をご参照ください。

## 加速する世界の変化

世界経済が拡大する中で、安価で良質な労働力や産業インフラ、豊富な資源を有する国は特に高い経済成長を示しています。人口の拡大が継続し、所得の上昇にともなう消費の拡大や多様化は、今後、加速度的に進展することが予想されます。こうした動きの恩恵を受ける国や企業が注目されます。

### 〔世界の人口と都市人口の推移〕



### ▶人口の増加

世界の総人口は拡大を続けています。2050年には約98億人になり、そのうち約68%の約67億人が都市部に住むと予想されています。

世界的な人口の増加や都市化の進展から、持続的なインフラ投資の必要性が生じると考えられます。また、エネルギーや食糧、水等の資源需要の拡大が予想されます。

### 〔新興国・先進国の中間所得層の推移〕



### ▶生活水準の向上

人口の増加に加え、所得水準の上昇が見込まれています。新興国の中間所得層は2005年には約12億人でしたが、2030年までに約13億人増加し、約25億人になる見通しです。

※購買力平価ベースの年間所得水準が5,000米ドル超30,000米ドル以下の層を中間所得層と定義。

所得水準の上昇に伴い、生活水準の向上やライフスタイルの変化が見込まれます。家電や自動車等の高度な消費・サービスの需要が拡大することが予想されます。

### 〔世界の名目GDPと首脳会議等の推移〕



### ▶世界経済の枠組みの変化

世界的な人口の増加や所得水準の上昇は、世界経済の枠組みに大きな変化をもたらしています。

首脳会議(サミット)や財務大臣・中央銀行総裁会議等、世界の情勢を議論する会合の構成国は、従来は主要先進国が中心でした。新興国の経済発展等に伴い、主要な資源国や新興国が会合に加わるようになりました。

<b>G7</b>	カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国
<b>G20</b>	G7 + アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、インド、インドネシア、韓国、メキシコ、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、EU

※赤字はIMFの分類による新興国。

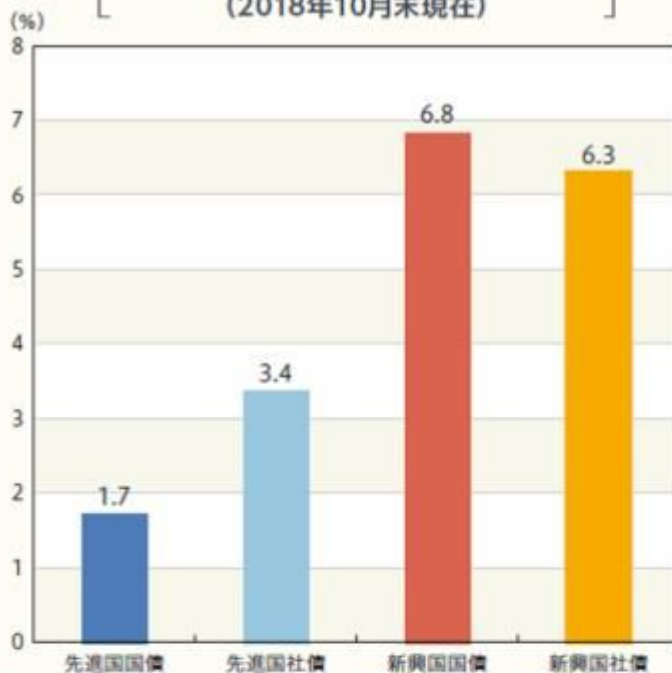
G7、G20とは…サミットや財務大臣・中央銀行総裁会議に参加する国・地域。

※グラフ・データは過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



## 債券の利回り

〔先進国債券と新興国債券の利回り〕  
(2018年10月末現在)



■新興国の債券は、先進国の債券と比べ一般的に信用リスクが高くなりますが、その分高い利回りを享受することが可能となります。

(注1) 利回りは満期利回り。平均格付けは各社が公表している指数の平均格付けのうち、上位のものを記載。

(注2) 先進国国債はFTSE世界国債インデックス、先進国社債はブルームバーグ・バークレイズ・グローバル・アグリゲート・コーポレート・インデックス、新興国国債はJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド、新興国社債はJPモルガンCEMBIブロード・ダイバーシファイドを使用。

(出所) Factset, Bloomberg L.P., JPモルガンのデータを基に委託会社作成

## 新興国債券の市場概要

〔米ドル建て新興国債券の市場規模〕  
(2001年12月末～2018年10月末)



■新興国の発展に伴い、新興国の国債の市場規模は拡大してきました。また、新興国の企業の財務体質の改善により信用力が向上し、企業が直接金融で資金を調達できるようになる等、新興国の社債の市場規模も拡大しました。

(注) 国債市場はJPモルガンEMBIグローバル、社債市場はJPモルガンCEMBIブロードの時価総額。

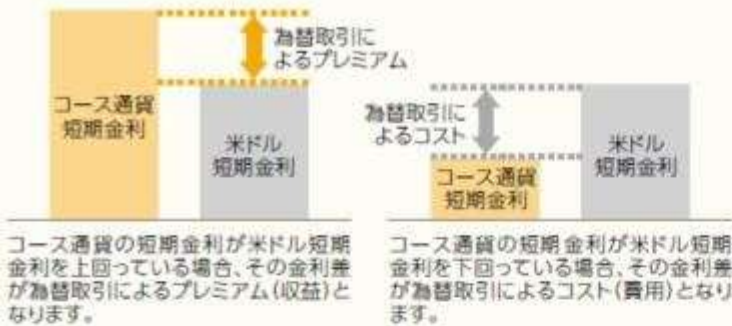
(出所) JPモルガンのデータを基に委託会社作成

※グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 為替取引によるプレミアム/コストのイメージ

### \*為替取引によるプレミアムとは?

為替取引を行った結果、付随的に得られる収益(2通貨間の短期金利差)



※上記は為替取引によるプレミアム/コストについて理解を深めていただくためのイメージ図です。

### ▶変動する短期金利差

■「為替取引によるプレミアム/コスト」の水準は、短期金利の変化により影響を受けるため、拡大することもあるれば、縮小することもあります。また、短期金利が逆転すると、「為替取引によるプレミアム」が「為替取引によるコスト」となる場合があります。

■円コースを除く各コースは投資対象の債券からの収益の他に、為替取引によるプレミアム\*(米ドルと各コースの通貨の金利差に相当する収益)の獲得を追求します。ただし、この為替取引により各コースの通貨建て資産を所有するのと同様の為替変動の影響を受けます。

円コースは、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。ただし、為替ヘッジコストが発生する場合があります。

各コース通貨と米ドルの短期金利差の推移  
(為替取引によるプレミアム/コストのイメージ)  
(2009年10月末~2018年10月末)



(注1) 債券部分の利回りは、投資対象とする外国投資信託の2018年10月末現在の最終利回り。

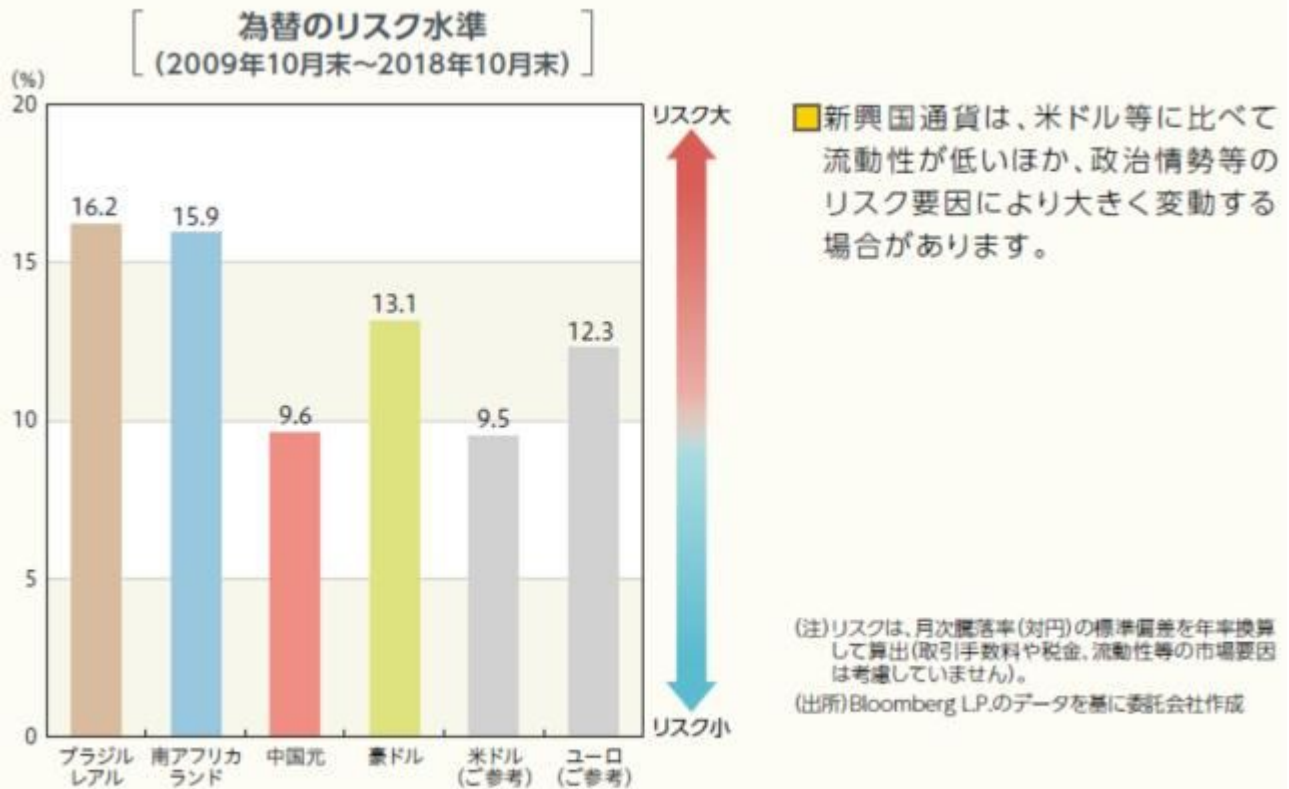
(注2) 各コース通貨と米ドルの短期金利差は、ブラジルレアルはブラジルレアル翌日物銀行間預金金利先物、南アフリカランドはヨハネスブルグ・インターバンク・アグリド・レート(1ヵ月)、中国元はインターバンク・レポレート(1ヵ月)、豪ドルはバンク・ビル・スワップ・レート(1ヵ月)、円は1ヵ月LIBORから米ドルの1ヵ月LIBORを控除して算出。

(注3) 実際的为替取引によるプレミアム/コストは、金利水準や取引手数料等の変動により、上記の各コース通貨と米ドルの短期金利差から乖離する場合があります。

(出所) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、Bloomberg L.P. のデータを基に委託会社作成

※グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 為替のリスクについて



※グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



## 投資対象とする外国投資信託の運用会社について

### ▶ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントについて

- ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2018年9月末現在、グループ全体で約1兆3,402億米ドル（約152兆円、1米ドル=113.115円で換算）の資産を運用しています。

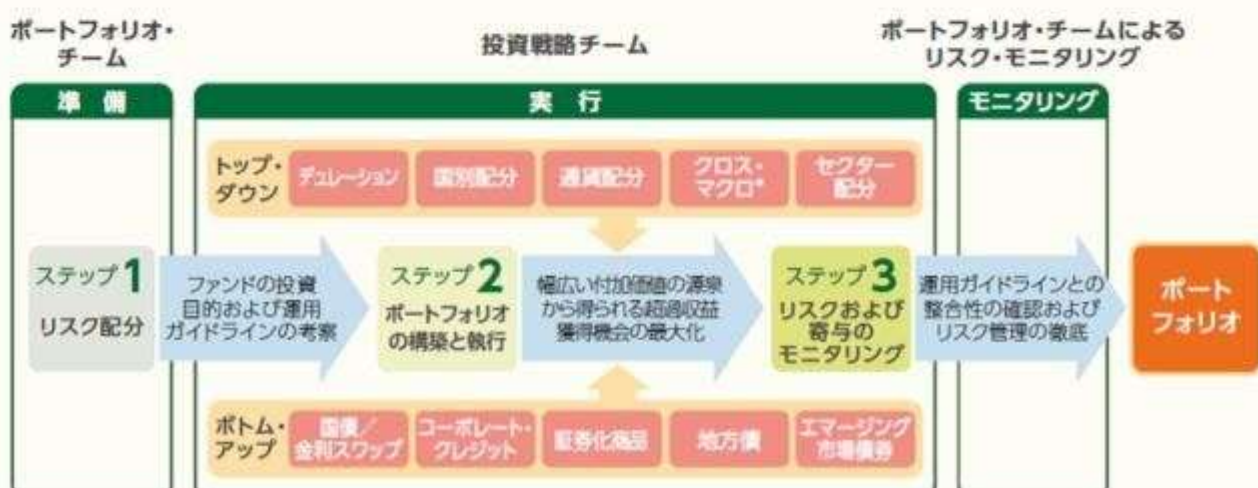


● GSAM拠点（営業拠点およびオペレーション業務に従事する拠点。2018年9月末現在。）

ゴールドマン・サックスは1869年（明治2年）の創立以来、約150年の歴史を持つ世界でもトップクラスの金融グループの一つです。ニューヨークを本拠に、世界各国の主要都市に拠点を配し、事業法人、金融機関、政府機関および富裕層などの様々なお客さまに資産運用業務・投資銀行業務等、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

### ▶ 運用体制および運用プロセス

- 投資対象とする外国投資信託の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの「グローバル債券・通貨運用グループ」によって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。



\*「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。

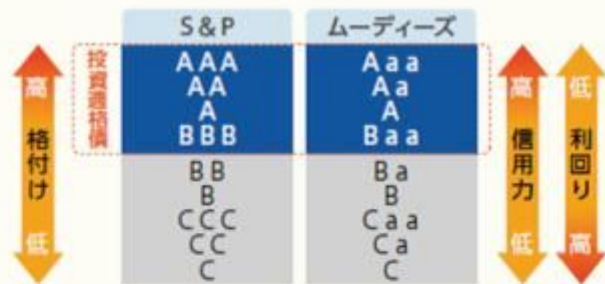
※本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

（出所）ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのデータを基に委託会社作成

## ファンドにおける3つの収益源

### A ■ 投資対象資産（債券）の価格変動

米ドル建ての新興国の債券等を実質的な主要投資対象として、利子収入の確保と価格変動による値上がり利益の獲得を目指します。ただし、投資対象とする新興国の債券等からの利子収入が減少したり、価格変動によって値下がり損が発生することもあります。一般的に、格付けが低い債券は、元本および利子の支払いが予定通りに行われないリスクが高く、信用力が低いことから、格付けが高い債券と比較して、相対的に高い利回りで取引されます。



※上記は、格付けおよび利回りについてのイメージ図です。

(注1) 格付けとは、債券の元本および利子の支払いの確実性の度合いを、S&Pやムーディーズといった格付機関が評価したもので、格付けが高い債券ほど信用力が高くなります。

(注2) 格付記号は長期債務格付け。

### B ■ 為替取引によるプレミアム／コスト

ブラジルリアルコース、南アランドコース、中国元コース、豪ドルコースは、米ドルより取引対象通貨の短期金利が高い場合、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）の獲得が期待できます。逆に、米ドルより取引対象通貨の短期金利が低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が発生します。取引対象通貨によっては、直物為替先渡取引（NDF）で為替取引を行うことがあります。NDFを用いた為替取引では、通常の為替予約取引と比べNDFの取引価格から想定される金利（NDFインプライド金利）が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。

※NDFとはノン・デリバラブル・フォワードの略で、決済にあたり、該当通貨ではなく主に米ドル等が用いられる短期の為替先渡取引の一種です。また、取引レートと決済レートの差額のみが決済されます（差金決済）。当局から国外での該当通貨の流通が規制されている場合や、取引量が少ない等の理由から該当通貨で決済をすることが難しい場合等に利用されます。

#### ▶ ご参考

円コースは、米ドルより円の短期金利が低い場合、為替ヘッジコストが発生します。逆に、米ドルより円の短期金利が高い場合、為替ヘッジプレミアムの獲得が期待できます。



## C ■ 為替差益／差損

ブラジルレアルコース、南アランドコース、中国元コース、豪ドルコースは、取引対象通貨の対円レートが上昇(円安)した場合、為替差益を得ることができます。逆に、取引対象通貨の対円レートが下落(円高)した場合、為替差損が発生します。

### ▶ ご参考

円コースは、為替変動リスクの低減が期待できます。ただし、米ドルの為替変動リスクを完全に回避することはできません。



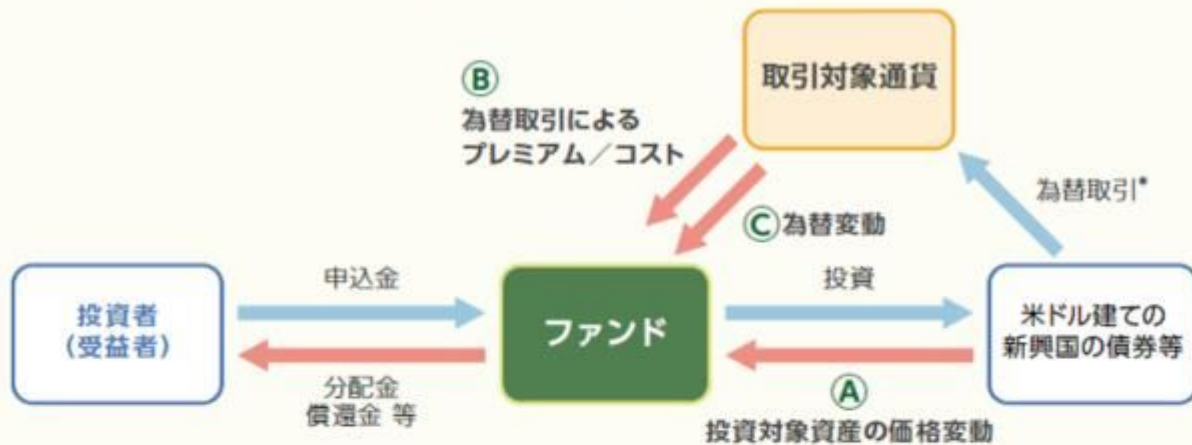
(出所) Bloomberg L.P.のデータを基に委託会社作成

※ グラフ・データは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 通貨選択型ファンドの収益イメージ

■通貨選択型のファンドは、株式や債券等といった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるように設計されたファンドです。

### [ 通貨選択型ファンドのイメージ図 ]



\*上記は、通貨選択型ファンドのイメージ図です。

実際の運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、外国投資信託を通じて行います。

\*取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することにご留意ください。

■通貨選択型ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源には、リターンに相応したリスクがあります。下表の「損失やコストが発生するケース」をよくご確認ください。

収益の源泉		A	B	C
収益の源泉		投資対象資産(債券)の価格変動	為替取引によるプレミアム/コスト	為替差益/差損
<ul style="list-style-type: none"> <li>ブラジルリアルコース</li> <li>南アランドコース</li> <li>中国元コース</li> <li>豪ドルコース</li> </ul>	<b>収益を得られるケース</b> 投資対象資産の値上がり等  <b>損失やコストが発生するケース</b> 投資対象資産の値下がり等	<b>プレミアム(金利差相当分の収益)の発生</b> 取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利  <b>コスト(金利差相当分の費用)の発生</b> 取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利	<b>為替差益の発生</b> 取引対象通貨に対して <b>円安</b>  <b>為替差損の発生</b> 取引対象通貨に対して <b>円高</b>	

#### ▶ご参考

収益の源泉		A	B	C
収益の源泉		投資対象資産(債券)の価格変動	為替取引によるプレミアム/コスト	為替差益/差損
円コース	<b>収益を得られるケース</b> 投資対象資産の値上がり等  <b>損失やコストが発生するケース</b> 投資対象資産の値下がり等	<b>プレミアム(金利差相当分の収益)の発生</b> 円の短期金利 > 米ドルの短期金利  <b>コスト(金利差相当分の費用)の発生</b> 円の短期金利 < 米ドルの短期金利	—(*)	

\*円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。



## 分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

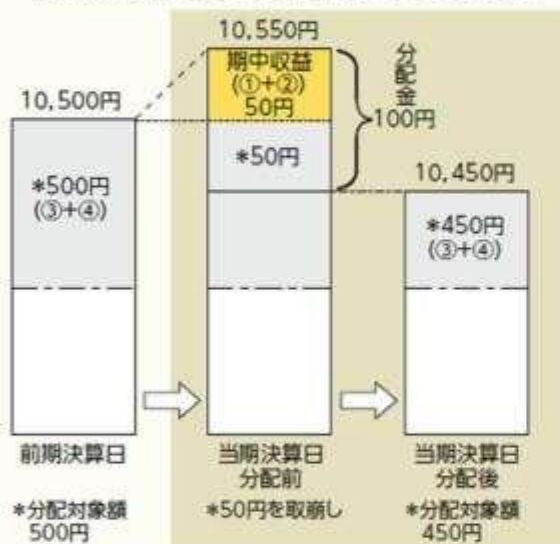


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

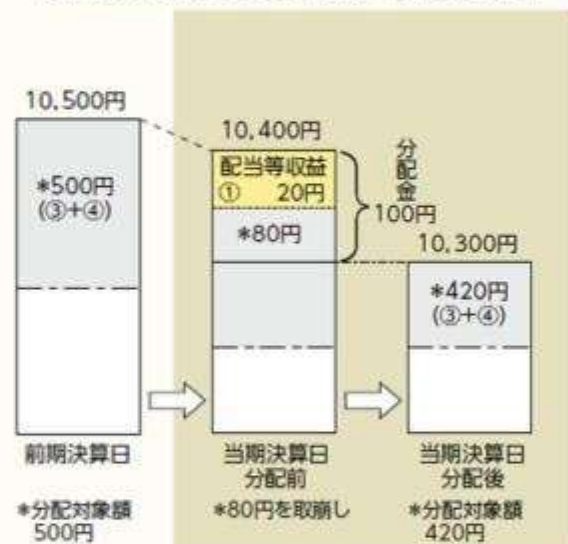
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### （計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

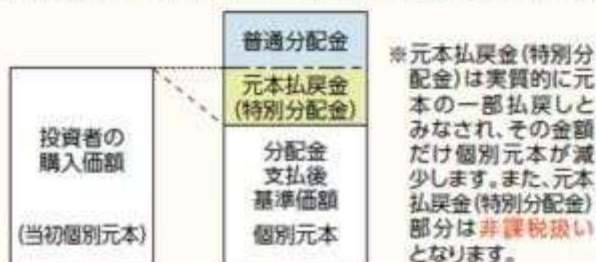


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

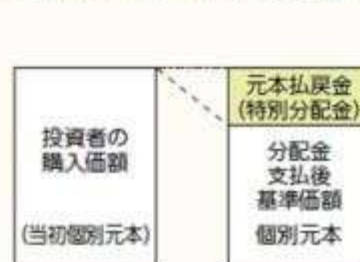
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金・個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)・個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。



■分配金は、当該計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）以外に、前期から繰り越された分配準備積立金および収益調整金を分配原資として支払うことができます（当該計算期間の決算日までに発生した収益調整金も分配の原資となります。）。前期からの繰越分配原資である分配準備積立金および収益調整金があれば、それを取り崩すことによって、より高額な分配が可能となりますが、分配金を支払うことはファンドの純資産の減少を生じさせることから、より高額な分配は、より大きく純資産を減少させ、大きく基準価額が下落する要因となります。

### （複数計算期間にわたって基準価額が下落する場合）

①当該計算期間の経費控除後の配当等収益のみを分配する場合 ※各計算期間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定



②当該計算期間の経費控除後の配当等収益に加え、前期からの繰越分配原資である分配準備積立金および収益調整金を取り崩して分配する場合 ※各計算期間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定



\*1上図において、「配当等収益」とは、当該計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益をいいます。

\*2上図において、「繰越分配原資」とは、前期から繰り越された分配準備積立金および収益調整金をいいます。

（注）上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- ・上図では、各計算期間のリターン(税引前分配金込み)を一定(0%)と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動します。
- ・上図では、説明の便宜上①、②で毎計算期間に同額の配当等収益が発生したと仮定していますが、運用資産がより小さくなった②で①と同額の配当等収益を獲得することは実際には困難と考えられます。

上図は、①当該計算期間の配当等収益(経費控除後、以下同し。)のみを分配する場合と、②当該計算期間の配当等収益に加え、前期からの繰越分配原資である分配準備積立金および収益調整金を取り崩して分配する場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①と②の第6期ではともに当該計算期間に得た配当等収益のみを分配したため、基準価額は同額下落しています。

一方、第7期以降は、②は配当等収益に加えて、前期からの繰越分配原資を取り崩して分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の第6期から第10期までに投資者は合計で4,600円(配当等収益累計1,900円+前期からの繰越分配原資の取崩し累計2,700円)の分配金を受け取り、基準価額は4,400円になっています。上図の②において、前期からの繰越分配原資の取崩しを行わなかった場合、第10期の分配後の基準価額は7,100円(4,400円+2,700円)になります。

配当等収益
繰越分配原資の取崩し
分配金
分配後の基準価額

## イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- 1．有価証券
- 2．金銭債権
- 3．約束手形

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- 1．為替手形

## ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「マネーブル・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．各ファンドにつき、それぞれ次の外国投資信託の受益証券

- a．S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）  
「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルリアルクラス）」受益証券
- b．S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）  
「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（南アフリカランドクラス）」受益証券
- c．S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）  
「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス）」受益証券
- d．S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）  
「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス）」受益証券
- e．S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（円）  
「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（円クラス）」受益証券

2．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの

4．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第4号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

## ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

主要投資対象となるファンドの名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しましては、上記「（1）投資方針」の記載をご覧ください。

### （３）【運用体制】

#### イ 運用体制

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。

#### ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

### （４）【分配方針】

毎月決算（原則として毎月12日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

#### イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

#### ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

### （５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

#### イ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

#### ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

#### ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。

#### ニ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

#### ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### ヘ 資金の借入れ

#### （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

#### （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始

日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (八) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

#### 法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）  
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）  
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）  
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

#### 〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

- （エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（ブラジルリアルクラス））  
（エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（南アフリカランドクラス））  
（エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（中国元クラス））  
（エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（豪ドルクラス））  
（エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト（円クラス））

形態	ケイマン籍外国投資信託（円建て）	
主要投資対象	エマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券等	
運用の基本方針	主にエマージング諸国の企業や政府・政府関係機関等が発行する米ドル建て債券等への分散投資を行うことにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。 原則、保有する債券の平均格付けはBBB - 格以上を維持することに努めます。ただし、市場環境によってはBBB - 格を下回ることがあります。	
為替取引等	（ブラジルリアルクラス）	原則として米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います。
	（南アフリカランドクラス）	原則として米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。

	(中国元クラス)	原則として米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。						
	(豪ドルクラス)	原則として米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。						
	(円クラス)	原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。						
ベンチマーク	ありません。							
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現地通貨建て債券への投資割合は、純資産総額の10%以内とします。ただし、先進国の企業や政府・政府関係機関等が発行する債券はこの限りではありません。米ドル建て以外の債券へ投資した場合は、原則、当該債券通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。</li> <li>2. 単一発行体の証券への投資割合は、純資産総額の10%以内とします。ただし、政府・政府関係機関等が発行する証券はこの限りではありません。</li> <li>3. マネー・マーケット・ファンドや類似ファンドへの投資は、純資産総額の5%以内とします。</li> <li>4. 有価証券の空売りは行わないものとします。</li> <li>5. 純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。</li> <li>6. 流動性の乏しい証券への投資割合は、取得時において純資産総額の10%以内とします。</li> <li>7. 通常の状況において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。</li> </ol>							
決算日	原則として毎年3月31日							
信託期間	無期限							
分配方針	原則として、毎月4日に分配を行う方針。							
運用報酬	<table> <tr> <td>純資産総額500百万米ドルまで</td> <td>年0.65%</td> </tr> <tr> <td>同500百万米ドル超10億米ドルまで</td> <td>年0.66%</td> </tr> <tr> <td>同10億米ドル超</td> <td>年0.67%</td> </tr> </table>		純資産総額500百万米ドルまで	年0.65%	同500百万米ドル超10億米ドルまで	年0.66%	同10億米ドル超	年0.67%
純資産総額500百万米ドルまで	年0.65%							
同500百万米ドル超10億米ドルまで	年0.66%							
同10億米ドル超	年0.67%							
管理およびその他の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理事務および保管報酬： <table> <tr> <td>純資産総額500百万米ドルまで</td> <td>年0.04%</td> </tr> <tr> <td>同500百万米ドル超10億米ドルまで</td> <td>年0.03%</td> </tr> <tr> <td>同10億米ドル超</td> <td>年0.02%</td> </tr> </table> </li> <li>・受託報酬：年0.01%</li> <li>・ファンドの設立、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。</li> </ul> <p>その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>		純資産総額500百万米ドルまで	年0.04%	同500百万米ドル超10億米ドルまで	年0.03%	同10億米ドル超	年0.02%
純資産総額500百万米ドルまで	年0.04%							
同500百万米ドル超10億米ドルまで	年0.03%							
同10億米ドル超	年0.02%							
申込手数料	ありません。							
信託財産留保額	ありません。							
スイング・プライス	ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えると考えられる場合、予想される取引スプレッド、コスト、その他の要因を考慮して、その売買価格が調整されることがあります。							
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー							
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社							
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。							

## (マネーパブル・マザーファンド)

主要投資対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	円貨建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。
ベンチマーク	ありません。

主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。
決算日	原則として毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	ありません。
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

### 3【投資リスク】

#### イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）のうち主要なものは、以下の通りです。

#### （イ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

#### （ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

#### （ハ）為替変動リスク

##### <円コース>

ファンドの投資対象である外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。また、円の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円の金利差相当分の為替ヘッジコストがかかります。

##### <その他の各コース共通（ブラジルリアルコース、南アランドコース、中国元コース、豪ドルコース）>

ファンドの投資対象である外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、該当コースの通貨買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を受けます。為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、米ドル売り、当該通貨買いの為替取引が完全にできるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、当該通貨の金利が米ドル金



利より低い場合、米ドルと当該通貨の金利差相当分の為替取引によるコストがかかります。

(二) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいために想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(ホ) 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 為替取引に関する留意点

- ・ファンドの投資対象である外国投資信託において為替取引を行う場合、一部の通貨においては、直物為替先渡取引(NDF)を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。したがって、実際の為替市場や金利市場の動向から想定される動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、当該取引において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと)が生じる可能性があります。
- ・ファンドが活用する店頭デリバティブ取引(NDF等)を行うために担保または証拠金として現金等の差入れがさらに必要となる場合があります。その場合、ファンドは追加的に現金等を保有するため、ファンドが実質的な投資対象とする資産等の組入比率が低下することがあります。その結果として、高位に組み入れた場合に比べて期待される投資効果が得られず、運用成果が劣化する可能性があります。

(ト) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織(リスク管理部およびコンプライアンス部)を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

## （参考情報）投資リスクの定量的比較

### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

#### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)



#### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(南アランド)



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



### 「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

#### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(中国元)



### 「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



#### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(円)



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。  
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

## 「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.78%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.sman-jp.com

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

## （２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

## （３）【信託報酬等】

ファンド	純資産総額に年1.0746%（税抜き0.995%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。 信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き） >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.27%	ファンド運用の指図等の対価
	販売会社	年0.7%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.025%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする投資信託	年0.7%程度		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して、年1.7746%（税抜き1.695%）程度		

## （４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.00648%（税抜き0.006%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁する



ものとして扱います。

上記口、八にかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

## （５）【課税上の取扱い】

### イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

### ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

### ハ 収益分配金の課税について

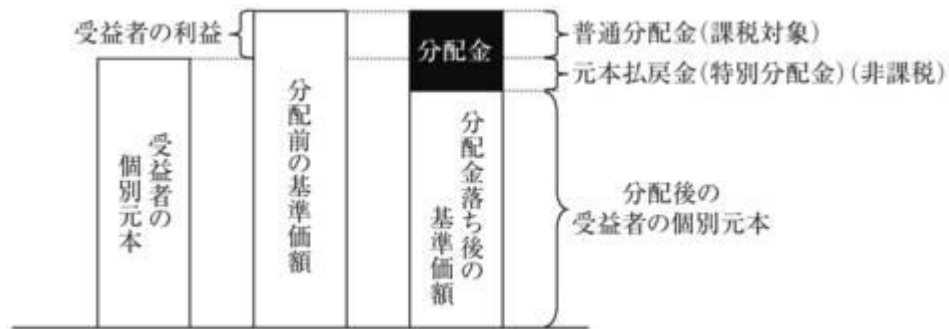
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け

取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

## 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

### (イ) 個人の受益者に対する課税

#### ・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

#### ・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

### (ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2018年10月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

#### S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)

2018年10月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	30,952,780,471	96.49
親投資信託受益証券	日本	144,446,400	0.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		982,722,098	3.06
合計(純資産総額)		32,079,948,969	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

#### S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(南アランド)

2018年10月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	549,219,080	96.55
親投資信託受益証券	日本	3,485,604	0.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		16,113,013	2.84
合計(純資産総額)		568,817,697	100.00

#### S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(中国元)

2018年10月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,061,119,716	96.62
親投資信託受益証券	日本	12,083,390	0.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		59,994,522	2.81
合計(純資産総額)		2,133,197,628	100.00

#### S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)

2018年10月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	10,910,826,705	96.52
親投資信託受益証券	日本	50,155,000	0.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		342,985,829	3.04
合計(純資産総額)		11,303,967,534	100.00

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(円)

2018年10月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	10,116,689,436	97.50
親投資信託受益証券	日本	11,034,100	0.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		248,741,816	2.39
合計(純資産総額)		10,376,465,352	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)

## イ 主要投資銘柄

2018年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	エマーシング・マーケット・ボン ド・プラス・サブ・トラスト(ブラ ジルリアルクラス)	14,376,581.73	2,138	30,737,131,745	2,153	30,952,780,471	96.49
日本	親投資信託受 益証券	マネーブル・マザーファンド	144,000,000	1.0032	144,460,800	1.0031	144,446,400	0.45

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## ロ 種類別の投資比率

2018年10月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.49
親投資信託受益証券	0.45
合計	96.94

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(南アランド)

## イ 主要投資銘柄

2018年10月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	エマージング・マーケット・ボ ンド・プラス・サブ・トラスト（南ア フリカランドクラス）	134,316.23	4,103	551,099,508	4,089	549,219,080	96.55
日本	親投資信託受 益証券	マネープール・マザーファンド	3,474,833	1.0032	3,485,952	1.0031	3,485,604	0.61

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## ロ 種類別の投資比率

2018年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.55
親投資信託受益証券	0.61
合計	97.17

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

## イ 主要投資銘柄

2018年10月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	エマージング・マーケット・ボ ンド・プラス・サブ・トラスト（中国 元クラス）	259,586.86	8,060	2,092,270,139	7,940	2,061,119,716	96.62
日本	親投資信託受 益証券	マネープール・マザーファンド	12,046,048	1.0032	12,084,595	1.0031	12,083,390	0.57

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## ロ 種類別の投資比率

2018年10月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.62
親投資信託受益証券	0.57
合計	97.19

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

## イ 主要投資銘柄



2018年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(豪ドルクラス)	1,459,056.79	7,521	10,973,566,147	7,478	10,910,826,705	96.52
日本	親投資信託受益証券	マネーパール・マザーファンド	50,000,000	1.0032	50,160,000	1.0031	50,155,000	0.44

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

#### □ 種類別の投資比率

2018年10月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.52
親投資信託受益証券	0.44
合計	96.97

#### S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(円)

##### イ 主要投資銘柄

2018年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(円クラス)	1,315,564.29	7,782	10,237,721,351	7,690	10,116,689,436	97.50
日本	親投資信託受益証券	マネーパール・マザーファンド	11,000,000	1.0032	11,035,200	1.0031	11,034,100	0.11

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

#### □ 種類別の投資比率

2018年10月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.50
親投資信託受益証券	0.11
合計	97.60

#### 【投資不動産物件】

#### S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

該当事項はありません。

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

該当事項はありません。

**（ 3 ） 【運用実績】**

**【純資産の推移】**

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定1期 (2010年 4月12日)	438,388,515,182	455,916,670,316	10,282	10,762
特定2期 (2010年10月12日)	525,856,189,105	565,917,456,975	9,863	10,643
特定3期 (2011年 4月12日)	469,713,699,728	507,768,032,288	10,302	11,082
特定4期 (2011年10月12日)	323,017,432,949	357,680,088,731	7,761	8,601
特定5期 (2012年 4月12日)	340,192,828,109	378,951,357,408	7,880	8,780
特定6期 (2012年10月12日)	292,190,615,723	328,774,982,623	6,782	7,622
特定7期 (2013年 4月12日)	335,509,958,721	365,755,137,662	8,403	9,123
特定8期 (2013年10月15日)	230,622,606,315	257,188,594,530	6,552	7,272
特定9期 (2014年 4月14日)	186,112,975,871	207,655,307,676	6,498	7,178
特定10期 (2014年10月14日)	146,875,778,270	162,008,833,998	6,190	6,790
特定11期 (2015年 4月13日)	110,615,481,152	124,143,002,584	5,154	5,754
特定12期 (2015年10月13日)	74,547,140,440	85,727,275,582	3,946	4,496
特定13期 (2016年 4月12日)	58,626,105,919	65,533,984,125	3,653	4,053
特定14期 (2016年10月12日)	53,040,347,967	57,328,425,140	4,024	4,324
特定15期 (2017年 4月12日)	54,608,411,337	58,536,631,894	4,253	4,553
特定16期 (2017年10月12日)	53,295,855,829	57,088,637,676	4,329	4,629
特定17期 (2018年 4月12日)	41,293,562,892	44,846,732,267	3,594	3,894
特定18期 (2018年10月12日)	31,928,525,763	34,309,613,701	3,134	3,354
2017年10月末日	51,874,345,296		4,241	
11月末日	51,012,984,465		4,206	
12月末日	49,292,496,914		4,112	
2018年 1月末日	47,982,466,034		4,064	
2月末日	44,976,998,535		3,850	
3月末日	42,651,776,810		3,696	
4月末日	40,267,146,922		3,536	
5月末日	35,726,351,230		3,216	
6月末日	33,879,149,765		3,103	
7月末日	34,902,848,638		3,258	
8月末日	29,954,863,249		2,849	
9月末日	31,552,396,827		3,051	
10月末日	32,079,948,969		3,154	

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定1期 (2010年 4月12日)	12,525,168,704	13,060,302,485	11,296	11,716
特定2期 (2010年10月12日)	7,001,648,910	7,617,777,175	10,933	11,653

特定3期	(2011年 4月12日)	5,488,424,019	5,917,616,837	10,916	11,756
特定4期	(2011年10月12日)	5,333,614,920	5,868,550,374	7,726	8,566
特定5期	(2012年 4月12日)	4,987,726,005	5,524,856,278	8,045	8,885
特定6期	(2012年10月12日)	3,121,393,408	3,532,045,920	7,200	7,940
特定7期	(2013年 4月12日)	2,988,224,681	3,186,739,204	8,702	9,242
特定8期	(2013年10月15日)	2,434,848,750	2,624,709,034	6,921	7,461
特定9期	(2014年 4月14日)	2,077,554,991	2,240,261,072	6,714	7,214
特定10期	(2014年10月14日)	2,217,183,037	2,354,398,142	6,648	7,068
特定11期	(2015年 4月13日)	2,160,097,397	2,299,720,091	6,688	7,108
特定12期	(2015年10月13日)	1,502,847,858	1,613,454,229	5,731	6,111
特定13期	(2016年 4月12日)	921,159,223	981,094,284	4,702	4,982
特定14期	(2016年10月12日)	892,313,283	937,229,572	4,895	5,135
特定15期	(2017年 4月12日)	848,978,793	889,445,009	5,300	5,540
特定16期	(2017年10月12日)	788,507,623	823,643,810	5,648	5,888
特定17期	(2018年 4月12日)	752,289,966	784,014,122	5,890	6,130
特定18期	(2018年10月12日)	573,486,287	602,705,454	4,856	5,096
	2017年10月末日	768,353,044		5,518	
	11月末日	769,122,654		5,565	
	12月末日	848,131,301		6,196	
	2018年 1月末日	797,108,021		6,142	
	2月末日	789,377,299		6,086	
	3月末日	761,471,694		5,964	
	4月末日	724,536,284		5,773	
	5月末日	686,632,482		5,625	
	6月末日	622,175,273		5,107	
	7月末日	674,622,537		5,493	
	8月末日	594,302,115		4,855	
	9月末日	613,344,693		5,185	
	10月末日	568,817,697		4,837	

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）		
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
特定1期	(2010年 4月12日)	37,197,618,616	37,986,665,559	10,535	10,755
特定2期	(2010年10月12日)	25,320,754,166	26,429,860,355	9,711	10,071
特定3期	(2011年 4月12日)	14,837,415,654	15,621,582,985	9,527	9,947
特定4期	(2011年10月12日)	9,793,622,184	10,350,727,584	8,230	8,650
特定5期	(2012年 4月12日)	8,197,271,435	8,632,725,367	8,954	9,374
特定6期	(2012年10月12日)	6,918,339,700	7,265,650,799	9,003	9,423
特定7期	(2013年 4月12日)	7,166,895,077	7,451,093,810	11,291	11,711

特定8期	(2013年10月15日)	5,798,287,675	6,044,983,291	10,331	10,751
特定9期	(2014年 4月14日)	5,625,786,148	5,854,880,252	10,631	11,051
特定10期	(2014年10月14日)	5,139,042,133	5,334,988,186	11,302	11,722
特定11期	(2015年 4月13日)	5,216,780,704	5,398,364,951	12,363	12,783
特定12期	(2015年10月13日)	3,719,126,463	3,881,195,737	11,445	11,865
特定13期	(2016年 4月12日)	2,724,689,786	2,843,911,785	10,400	10,820
特定14期	(2016年10月12日)	2,388,474,063	2,491,997,650	10,038	10,458
特定15期	(2017年 4月12日)	2,240,302,073	2,333,950,933	10,181	10,601
特定16期	(2017年10月12日)	2,392,137,695	2,483,410,313	11,002	11,422
特定17期	(2018年 4月12日)	2,388,234,004	2,480,962,108	10,568	10,988
特定18期	(2018年10月12日)	2,160,430,610	2,257,862,119	9,453	9,873
	2017年10月末日	2,426,081,148		10,990	
	11月末日	2,353,765,696		10,824	
	12月末日	2,406,130,652		11,065	
	2018年 1月末日	2,400,618,500		10,917	
	2月末日	2,376,427,940		10,614	
	3月末日	2,405,787,108		10,532	
	4月末日	2,464,627,992		10,581	
	5月末日	2,404,886,971		10,224	
	6月末日	2,244,965,735		9,878	
	7月末日	2,294,865,639		9,829	
	8月末日	2,239,039,046		9,569	
	9月末日	2,223,554,089		9,724	
	10月末日	2,133,197,628		9,312	

## S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)		
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
特定1期	(2010年 4月12日)	67,488,258,656	69,416,100,110	10,829	11,129
特定2期	(2010年10月12日)	52,635,259,896	55,841,983,937	10,451	10,991
特定3期	(2011年 4月12日)	39,828,060,507	42,109,244,201	11,039	11,639
特定4期	(2011年10月12日)	33,375,420,387	35,486,803,057	8,981	9,581
特定5期	(2012年 4月12日)	38,774,399,508	41,142,675,539	10,142	10,742
特定6期	(2012年10月12日)	41,953,551,512	44,474,217,351	10,151	10,751
特定7期	(2013年 4月12日)	35,768,812,410	37,756,934,910	12,965	13,565
特定8期	(2013年10月15日)	25,692,919,916	27,193,440,702	10,381	10,981
特定9期	(2014年 4月14日)	26,385,051,671	27,879,992,000	10,564	11,164
特定10期	(2014年10月14日)	26,513,899,196	28,027,740,567	10,214	10,814
特定11期	(2015年 4月13日)	24,974,160,752	26,545,570,935	9,629	10,229
特定12期	(2015年10月13日)	20,302,006,289	21,780,999,297	8,510	9,110

特定13期	(2016年 4月12日)	15,764,172,613	16,983,332,257	7,685	8,245
特定14期	(2016年10月12日)	13,852,622,811	14,775,554,742	7,438	7,918
特定15期	(2017年 4月12日)	13,011,426,396	13,869,905,984	7,363	7,843
特定16期	(2017年10月12日)	15,099,609,445	16,002,561,041	7,612	8,092
特定17期	(2018年 4月12日)	13,518,832,904	14,482,741,520	6,682	7,162
特定18期	(2018年10月12日)	11,393,823,033	12,112,393,532	5,866	6,226
	2017年10月末日	15,137,490,826		7,560	
	11月末日	14,791,529,345		7,281	
	12月末日	15,192,664,978		7,500	
	2018年 1月末日	14,546,793,951		7,398	
	2月末日	13,657,151,654		6,900	
	3月末日	13,427,070,138		6,638	
	4月末日	13,543,965,612		6,576	
	5月末日	13,078,348,361		6,388	
	6月末日	12,302,810,548		6,148	
	7月末日	12,465,508,583		6,310	
	8月末日	11,828,418,265		6,059	
	9月末日	11,949,923,284		6,129	
	10月末日	11,303,967,534		5,830	

## S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド（円）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）		
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
特定1期	(2010年 4月12日)	20,899,981,422	21,234,640,290	10,251	10,431
特定2期	(2010年10月12日)	20,827,718,374	21,384,344,266	10,762	11,032
特定3期	(2011年 4月12日)	29,643,695,439	30,715,858,848	10,198	10,618
特定4期	(2011年10月12日)	42,372,707,425	43,806,691,431	9,626	10,046
特定5期	(2012年 4月12日)	69,935,349,254	72,287,900,699	9,911	10,331
特定6期	(2012年10月12日)	84,883,425,016	88,122,628,553	10,271	10,691
特定7期	(2013年 4月12日)	122,182,898,963	126,782,206,527	10,052	10,472
特定8期	(2013年10月15日)	90,673,753,009	95,336,517,237	9,070	9,490
特定9期	(2014年 4月14日)	65,405,337,168	68,796,735,155	9,002	9,402
特定10期	(2014年10月14日)	52,379,356,337	54,662,105,418	8,865	9,225
特定11期	(2015年 4月13日)	40,131,992,940	41,984,578,875	8,555	8,915
特定12期	(2015年10月13日)	30,195,269,241	31,580,941,340	8,026	8,356
特定13期	(2016年 4月12日)	23,661,736,518	24,449,508,182	8,003	8,243
特定14期	(2016年10月12日)	17,667,864,037	18,112,609,864	8,364	8,544
特定15期	(2017年 4月12日)	15,063,324,070	15,411,592,910	8,124	8,304
特定16期	(2017年10月12日)	14,489,086,153	14,820,314,017	8,154	8,334
特定17期	(2018年 4月12日)	12,918,964,932	13,227,403,723	7,783	7,963



特定18期	(2018年10月12日)	10,552,712,934	10,829,818,624	7,254	7,434
	2017年10月末日	14,337,234,802		8,125	
	11月末日	14,136,739,725		8,061	
	12月末日	13,968,975,130		8,052	
	2018年 1月末日	13,623,930,398		7,978	
	2月末日	13,259,868,118		7,833	
	3月末日	13,052,634,614		7,795	
	4月末日	12,666,291,165		7,676	
	5月末日	12,167,657,543		7,538	
	6月末日	11,668,905,762		7,409	
	7月末日	11,460,641,479		7,518	
	8月末日	10,905,958,862		7,331	
	9月末日	10,868,524,981		7,380	
	10月末日	10,376,465,352		7,166	

## 【分配の推移】

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定1期	2009年10月30日～2010年 4月12日	480
特定2期	2010年 4月13日～2010年10月12日	780
特定3期	2010年10月13日～2011年 4月12日	780
特定4期	2011年 4月13日～2011年10月12日	840
特定5期	2011年10月13日～2012年 4月12日	900
特定6期	2012年 4月13日～2012年10月12日	840
特定7期	2012年10月13日～2013年 4月12日	720
特定8期	2013年 4月13日～2013年10月15日	720
特定9期	2013年10月16日～2014年 4月14日	680
特定10期	2014年 4月15日～2014年10月14日	600
特定11期	2014年10月15日～2015年 4月13日	600
特定12期	2015年 4月14日～2015年10月13日	550
特定13期	2015年10月14日～2016年 4月12日	400
特定14期	2016年 4月13日～2016年10月12日	300
特定15期	2016年10月13日～2017年 4月12日	300
特定16期	2017年 4月13日～2017年10月12日	300
特定17期	2017年10月13日～2018年 4月12日	300
特定18期	2018年 4月13日～2018年10月12日	220

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定1期	2009年10月30日～2010年 4月12日	420
特定2期	2010年 4月13日～2010年10月12日	720
特定3期	2010年10月13日～2011年 4月12日	840
特定4期	2011年 4月13日～2011年10月12日	840
特定5期	2011年10月13日～2012年 4月12日	840
特定6期	2012年 4月13日～2012年10月12日	740
特定7期	2012年10月13日～2013年 4月12日	540
特定8期	2013年 4月13日～2013年10月15日	540
特定9期	2013年10月16日～2014年 4月14日	500
特定10期	2014年 4月15日～2014年10月14日	420
特定11期	2014年10月15日～2015年 4月13日	420
特定12期	2015年 4月14日～2015年10月13日	380
特定13期	2015年10月14日～2016年 4月12日	280
特定14期	2016年 4月13日～2016年10月12日	240
特定15期	2016年10月13日～2017年 4月12日	240
特定16期	2017年 4月13日～2017年10月12日	240
特定17期	2017年10月13日～2018年 4月12日	240
特定18期	2018年 4月13日～2018年10月12日	240

## S M B C ・ 日 興 ニ ュ ー ワ ー ル ド 債 券 フ ァ ン ド （ 中 国 元 ）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定1期	2009年10月30日～2010年 4月12日	220
特定2期	2010年 4月13日～2010年10月12日	360
特定3期	2010年10月13日～2011年 4月12日	420
特定4期	2011年 4月13日～2011年10月12日	420
特定5期	2011年10月13日～2012年 4月12日	420
特定6期	2012年 4月13日～2012年10月12日	420
特定7期	2012年10月13日～2013年 4月12日	420
特定8期	2013年 4月13日～2013年10月15日	420
特定9期	2013年10月16日～2014年 4月14日	420
特定10期	2014年 4月15日～2014年10月14日	420
特定11期	2014年10月15日～2015年 4月13日	420
特定12期	2015年 4月14日～2015年10月13日	420
特定13期	2015年10月14日～2016年 4月12日	420
特定14期	2016年 4月13日～2016年10月12日	420
特定15期	2016年10月13日～2017年 4月12日	420
特定16期	2017年 4月13日～2017年10月12日	420
特定17期	2017年10月13日～2018年 4月12日	420
特定18期	2018年 4月13日～2018年10月12日	420

## S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定1期	2009年10月30日～2010年 4月12日	300
特定2期	2010年 4月13日～2010年10月12日	540
特定3期	2010年10月13日～2011年 4月12日	600
特定4期	2011年 4月13日～2011年10月12日	600
特定5期	2011年10月13日～2012年 4月12日	600
特定6期	2012年 4月13日～2012年10月12日	600
特定7期	2012年10月13日～2013年 4月12日	600
特定8期	2013年 4月13日～2013年10月15日	600
特定9期	2013年10月16日～2014年 4月14日	600
特定10期	2014年 4月15日～2014年10月14日	600
特定11期	2014年10月15日～2015年 4月13日	600
特定12期	2015年 4月14日～2015年10月13日	600
特定13期	2015年10月14日～2016年 4月12日	560
特定14期	2016年 4月13日～2016年10月12日	480
特定15期	2016年10月13日～2017年 4月12日	480
特定16期	2017年 4月13日～2017年10月12日	480
特定17期	2017年10月13日～2018年 4月12日	480
特定18期	2018年 4月13日～2018年10月12日	360

## S M B C ・ 日興ニューワールド債券ファンド（円）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定1期	2009年10月30日～2010年 4月12日	180
特定2期	2010年 4月13日～2010年10月12日	270
特定3期	2010年10月13日～2011年 4月12日	420
特定4期	2011年 4月13日～2011年10月12日	420
特定5期	2011年10月13日～2012年 4月12日	420
特定6期	2012年 4月13日～2012年10月12日	420
特定7期	2012年10月13日～2013年 4月12日	420
特定8期	2013年 4月13日～2013年10月15日	420
特定9期	2013年10月16日～2014年 4月14日	400
特定10期	2014年 4月15日～2014年10月14日	360
特定11期	2014年10月15日～2015年 4月13日	360
特定12期	2015年 4月14日～2015年10月13日	330
特定13期	2015年10月14日～2016年 4月12日	240
特定14期	2016年 4月13日～2016年10月12日	180
特定15期	2016年10月13日～2017年 4月12日	180

特定16期	2017年 4月13日～2017年10月12日	180
特定17期	2017年10月13日～2018年 4月12日	180
特定18期	2018年 4月13日～2018年10月12日	180

## 【収益率の推移】

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）

	収益率（％）
特定1期	7.6
特定2期	3.5
特定3期	12.4
特定4期	16.5
特定5期	13.1
特定6期	3.3
特定7期	34.5
特定8期	13.5
特定9期	9.6
特定10期	4.5
特定11期	7.0
特定12期	12.8
特定13期	2.7
特定14期	18.4
特定15期	13.1
特定16期	8.8
特定17期	10.0
特定18期	6.7

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

	収益率（％）
特定1期	17.2
特定2期	3.2
特定3期	7.5
特定4期	21.5
特定5期	15.0
特定6期	1.3
特定7期	28.4
特定8期	14.3

特定9期	4.2
特定10期	5.3
特定11期	6.9
特定12期	8.6
特定13期	13.1
特定14期	9.2
特定15期	13.2
特定16期	11.1
特定17期	8.5
特定18期	13.5

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

#### S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

	収益率（％）
特定1期	7.6
特定2期	4.4
特定3期	2.4
特定4期	9.2
特定5期	13.9
特定6期	5.2
特定7期	30.1
特定8期	4.8
特定9期	7.0
特定10期	10.3
特定11期	13.1
特定12期	4.0
特定13期	5.5
特定14期	0.6
特定15期	5.6
特定16期	12.2
特定17期	0.1
特定18期	6.6

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

#### S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

	収益率（％）
--	--------



特定1期	11.3
特定2期	1.5
特定3期	11.4
特定4期	13.2
特定5期	19.6
特定6期	6.0
特定7期	33.6
特定8期	15.3
特定9期	7.5
特定10期	2.4
特定11期	0.1
特定12期	5.4
特定13期	3.1
特定14期	3.0
特定15期	5.4
特定16期	9.9
特定17期	5.9
特定18期	6.8

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

#### S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

	収益率（％）
特定1期	4.3
特定2期	7.6
特定3期	1.3
特定4期	1.5
特定5期	7.3
特定6期	7.9
特定7期	2.0
特定8期	5.6
特定9期	3.7
特定10期	2.5
特定11期	0.6
特定12期	2.3
特定13期	2.7
特定14期	6.8
特定15期	0.7
特定16期	2.6
特定17期	2.3

特定18期	4.5
-------	-----

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

##### S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定1期	435,302,360,594	8,919,102,481
特定2期	198,859,757,769	92,087,668,951
特定3期	96,386,532,717	173,591,718,679
特定4期	91,128,953,334	130,869,284,385
特定5期	108,153,555,384	92,654,316,245
特定6期	75,365,736,922	76,250,612,665
特定7期	94,591,113,638	126,153,590,119
特定8期	29,287,124,633	76,576,943,225
特定9期	13,021,767,842	78,589,989,398
特定10期	18,386,123,854	67,501,325,443
特定11期	17,737,955,837	40,415,909,916
特定12期	11,458,278,816	37,163,920,116
特定13期	8,345,652,000	36,755,614,280
特定14期	6,636,018,679	35,335,096,184
特定15期	19,228,952,549	22,624,290,119
特定16期	10,651,472,507	15,940,753,952
特定17期	3,705,805,768	11,921,636,868
特定18期	4,143,763,054	17,172,573,513

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

##### S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定1期	14,897,437,791	3,809,576,026
特定2期	1,905,629,802	6,589,094,675
特定3期	1,978,330,484	3,354,964,664
特定4期	3,143,985,400	1,268,504,376
特定5期	1,681,703,404	2,385,376,118
特定6期	379,153,331	2,243,642,025
特定7期	625,707,595	1,526,674,991
特定8期	702,612,428	618,486,435
特定9期	419,583,707	843,352,143

特定10期	1,145,091,901	904,231,721
特定11期	419,048,380	524,756,037
特定12期	128,450,552	735,695,843
特定13期	103,141,397	766,353,485
特定14期	70,031,445	206,428,073
特定15期	158,689,102	379,638,587
特定16期	89,133,670	294,926,842
特定17期	88,924,434	207,741,619
特定18期	37,937,679	134,111,700

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### S M B C ・ 日 興 ニ ュ ー ワ ー ル ド 債 券 フ ァ ン ド （ 中 国 元 ）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定1期	39,816,758,093	4,509,109,968
特定2期	4,947,702,456	14,181,304,011
特定3期	909,258,961	11,408,613,833
特定4期	807,222,281	4,482,362,644
特定5期	557,740,632	3,302,271,073
特定6期	507,170,889	1,977,960,774
特定7期	1,417,503,940	2,754,128,789
特定8期	784,820,559	1,519,807,357
特定9期	1,019,218,045	1,339,900,567
特定10期	553,333,100	1,298,115,790
特定11期	383,328,897	710,695,304
特定12期	274,697,299	1,245,028,579
特定13期	69,912,088	699,472,681
特定14期	67,634,835	308,150,364
特定15期	136,533,364	315,433,483
特定16期	52,179,809	78,447,300
特定17期	250,031,444	164,421,794
特定18期	307,175,680	281,662,570

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### S M B C ・ 日 興 ニ ュ ー ワ ー ル ド 債 券 フ ァ ン ド （ 豪 ド ル ）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定1期	69,690,125,946	7,371,177,261
特定2期	15,982,826,167	27,936,162,605
特定3期	10,697,035,500	24,982,226,062
特定4期	10,935,113,854	9,852,484,708

特定5期	14,919,087,792	13,850,023,879
特定6期	16,724,558,432	13,627,914,959
特定7期	5,462,240,349	19,201,790,682
特定8期	4,617,770,860	7,456,514,598
特定9期	4,059,695,847	3,833,603,042
特定10期	4,239,560,768	3,257,246,086
特定11期	3,754,108,183	3,775,528,378
特定12期	1,540,417,533	3,622,165,154
特定13期	963,930,211	4,307,903,053
特定14期	1,199,285,931	3,086,547,073
特定15期	1,284,449,605	2,237,479,404
特定16期	3,978,226,881	1,813,365,269
特定17期	2,078,536,498	1,682,056,170
特定18期	1,116,696,557	1,925,723,320

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### S M B C ・ 日 興 ニ ュ ー ワ ー ル ド 債 券 フ ァ ン ド ( 円 )

	設定口数(口)	解約口数(口)
特定1期	22,225,088,351	1,837,594,905
特定2期	11,292,068,030	12,326,448,913
特定3期	17,378,322,833	7,664,204,517
特定4期	23,201,681,759	8,251,127,308
特定5期	38,381,382,998	11,836,203,773
特定6期	35,145,740,057	23,061,751,751
特定7期	68,931,604,814	30,032,616,858
特定8期	11,405,660,879	32,984,171,588
特定9期	2,295,546,314	29,609,435,750
特定10期	3,829,250,053	17,399,206,265
特定11期	1,608,241,871	13,778,835,455
特定12期	863,192,365	10,156,338,519
特定13期	587,831,382	8,640,489,727
特定14期	445,981,951	8,890,354,712
特定15期	346,225,149	2,927,931,252
特定16期	1,631,594,233	2,402,852,175
特定17期	392,738,880	1,563,044,061
特定18期	754,044,103	2,806,581,692

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

## ( 1 ) 投資状況

## マネープール・マザーファンド

2018年10月31日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
地方債証券	日本	7,773,386,916	1.81
特殊債券	日本	59,752,295,695	13.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		361,496,972,865	84.26
合計(純資産総額)		429,022,655,476	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト

「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(ブラジルリアルクラス)/(南アフリカランドクラス)/(中国元クラス)/(豪ドルクラス)/(円クラス)」は「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト」の各シェアクラスであり、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト」の有価証券の保有上位30銘柄は以下の通りです。

平成30年10月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	評価額 単価 (米ドル)	評価額 金額 (円)	利率	償還期限	投資 比率 (%)
チリ	社債券	BANCO DEL ESTA 4.125% 10/07/20 INT D	13,270,000.00	100.975	1,511,115,361	4.125	2020/10/07	2.74
国際機関	社債券	CORP ANDINA DE FOMENTO REGD	10,680,000.00	102.563	1,235,306,720	4.375	2022/06/15	2.24
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA REGD	8,350,000.00	95.2	896,471,030	3.875	2027/04/25	1.62
トルコ	社債券	ANADOLU EFES REGD REG S	7,720,000.00	92	800,973,160	3.375	2022/11/01	1.45
バミューダ諸島	社債券	DIGICEL LIMITED REGD 144A P/P	7,990,000.00	82.25	741,131,926	6.75	2023/03/01	1.34
アラブ首長国連邦	社債券	ABU DHABI CRUDE OIL REGD REG S	6,710,000.00	95.25	720,776,038	4.6	2047/11/02	1.31
アメリカ合衆国	社債券	RELIANCE HOLDINGS USA REGD REG S	6,171,000.00	103.18566	718,104,633	5.4	2022/02/14	1.3
マレーシア	社債券	PETRONAS CAPITAL LTD REGD REG S EMTN	6,400,000.00	98.35174	709,863,519	3.125	2022/03/18	1.29
香港	社債券	CNAC HK FINBRIDGE CO LTD REGD REG S	6,100,000.00	99.705975	685,904,822	4.625	2023/03/14	1.24
ベネズエラ	社債券	PETROLEOS DE VENEZUELA S REGD REG S	38,260,000.00	14.64	631,682,548	6	2022/10/28	1.14



インドネシア	国債証券	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN REGD REG S	5,317,000.00	97.625	585,383,589	4.325	2025/05/28	1.06
アラブ首長国連邦	社債券	DOLNRG 5.888 06/15/19	5,033,816.00	101.5	576,203,928	5.888	2019/06/15	1.04
インドネシア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA /EUR/ REGD REG S EMTN	3,990,000.00	108	552,232,033	3.75	2028/06/14	1.00
ルクセンブルグ	社債券	SBERBANK (SB CAP SA) REGD V/R REG S	4,840,000.00	99.75	544,466,423	5.5	2024/02/26	0.99
チリ	社債券	EMBOTELLADORA ANDINA SA REGD REG S	4,649,000.00	103.15	540,806,141	5	2023/10/01	0.98
ルクセンブルグ	社債券	GAZPROM (GAZ CAPITAL SA) REGD REG S	4,600,000.00	102.4175	531,306,144	9.25	2019/04/23	0.96
アメリカ合衆国	社債券	SASOL FINANCING USA LLC REGD	4,610,000.00	101.1	525,611,570	5.875	2024/03/27	0.95
ルクセンブルグ	社債券	ALTICE FINCO SA /EUR/ REGD REG S	4,790,000.00	83.0495	509,797,240	4.75	2028/01/15	0.92
インドネシア	国債証券	PERUSAHAAN PENERBIT SBSN REGD REG S	4,720,000.00	94	500,360,120	4.15	2027/03/29	0.91
パキスタン	国債証券	ISLAMIC REP OF PAKISTAN REGD REG S	4,660,000.00	92.47325	485,976,058	6.875	2027/12/05	0.88
コロンビア	社債券	BANCO DE BOGOTA SA REGD REG S	4,170,000.00	101.8125	478,795,425	6.25	2026/05/12	0.87
チリ	社債券	GNL QUINTERO SA REGD REG S	4,330,000.00	97.5	476,107,856	4.634	2029/07/31	0.86
ブラジル	社債券	BANCO DO BRASIL (CAYMAN) REGD V/R /PERP/ REG S	4,840,000.00	86.405	471,625,276	6.25	-	0.85
オマーン	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND REGD REG S	4,490,000.00	92.375	467,749,819	6.75	2048/01/17	0.85
アイルランド	社債券	PHOSAGRO(PHOS BOND FUND) REGD REG S	4,380,000.00	93.75	463,082,344	3.949	2023/04/24	0.84
スリランカ	国債証券	REPUBLIC OF SRI LANKA REGD REG S	4,830,000.00	84.73075	461,531,150	6.2	2027/05/11	0.84
ロシア	国債証券	RUSSIAN FEDERATION REGD REG S	4,000,000.00	98.875	446,025,125	4.75	2026/05/27	0.81
ペルー	国債証券	REPUBLIC OF PERU REGD	3,230,000.00	122.275	445,402,889	6.55	2037/03/14	0.81
ウクライナ	国債証券	UKRAINE GOVERNMENT REGD REG S	3,950,000.00	99.3	442,343,021	9.75	2028/11/01	0.80
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA REGD	3,919,000.00	99.6875	440,584,084	5.875	2025/09/16	0.80

(注1) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントから入手した情報を基に、委託会社が作成しています。

(注2) 国・地域は、発行国基準にて表示しています。

(注3) 為替レートは1ドル 112.775で計算。

## マネープール・マザーファンド

### イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2018年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
------	----	-----	----	-------------	-------------	------------------	------------	-----------	------	-----------------

日本	特殊債券	第16回政府保証 中部国際空港債券	7,100,000,000	100.08	7,106,248,000	100.07	7,105,396,000	0.200	2019/2/27	1.66
日本	特殊債券	第69回政府保証 日本高速道路保 有・債務返済機構 債券	3,960,000,000	100.21	3,968,316,000	100.12	3,964,950,000	1.600	2018/11/28	0.92
日本	特殊債券	第24回政府保証 日本政策金融公庫 債券	3,900,000,000	100.10	3,903,900,000	100.08	3,903,393,000	0.234	2019/2/26	0.91
日本	特殊債券	第10回政府保証 地方公共団体金融 機構債券(6年)	3,000,000,000	100.32	3,009,840,000	100.30	3,009,150,000	0.385	2019/7/24	0.70
日本	特殊債券	第5回政府保証株 式会社日本政策投 資銀行社債	2,823,000,000	100.72	2,843,523,210	100.65	2,841,405,960	1.400	2019/4/15	0.66
日本	特殊債券	第87回政府保証 日本高速道路保 有・債務返済機構 債券	2,525,000,000	101.35	2,559,188,500	101.27	2,557,143,250	1.500	2019/8/30	0.60
日本	特殊債券	第2回政府保証地 方公共団体金融機 構債券	2,488,000,000	101.07	2,514,696,240	100.99	2,512,830,240	1.400	2019/7/12	0.59
日本	地方債証券	平成20年度第7 回大阪市公募公債	2,500,000,000	100.30	2,507,725,000	100.22	2,505,500,000	1.730	2018/12/17	0.58
日本	特殊債券	第78回政府保証 日本高速道路保 有・債務返済機構 債券	2,475,500,000	100.78	2,494,957,430	100.71	2,493,100,805	1.400	2019/4/30	0.58
日本	特殊債券	第77回政府保証 日本高速道路保 有・債務返済機構 債券	2,286,000,000	100.57	2,299,190,220	100.50	2,297,612,880	1.300	2019/3/19	0.54
日本	特殊債券	第2回政府保証地 方公営企業等金融 機構債券	1,997,000,000	100.15	2,000,115,320	100.07	1,998,417,870	1.600	2018/11/16	0.47
日本	特殊債券	第8回政府保証地 方公営企業等金融 機構債券	1,923,000,000	100.94	1,941,095,430	100.86	1,939,576,260	1.500	2019/5/24	0.45
日本	特殊債券	第3回政府保証地 方公共団体金融機 構債券	1,702,000,000	101.29	1,724,040,900	101.21	1,722,679,300	1.500	2019/8/16	0.40
日本	特殊債券	第89回政府保証 日本高速道路保 有・債務返済機構 債券	1,504,000,000	101.29	1,523,416,640	101.22	1,522,363,840	1.300	2019/9/30	0.35
日本	特殊債券	第6回政府保証地 方公営企業等金融 機構債券	1,459,000,000	100.56	1,467,199,580	100.49	1,466,207,460	1.300	2019/3/15	0.34
日本	特殊債券	第3回政府保証地 方公営企業等金融 機構債券	1,405,000,000	100.24	1,408,470,350	100.17	1,407,416,600	1.400	2018/12/14	0.33
日本	特殊債券	第8回政府保証地 方公共団体金融機 構債券	1,300,000,000	100.06	1,300,897,000	100.05	1,300,741,000	0.199	2019/1/29	0.30
日本	特殊債券	第51回東日本高 速道路株式会社債	1,200,000,000	99.98	1,199,832,000	99.98	1,199,844,000	0.001	2019/6/20	0.28
日本	特殊債券	第80回政府保証 日本高速道路保 有・債務返済機構 債券	1,137,000,000	100.97	1,148,040,270	100.89	1,147,130,670	1.500	2019/5/31	0.27
日本	特殊債券	第1回政府保証地 方公共団体金融機 構債券	1,110,000,000	101.03	1,121,433,000	100.95	1,120,545,000	1.500	2019/6/14	0.26
日本	特殊債券	第7回政府保証地 方公営企業等金融 機構債券	900,000,000	100.72	906,543,000	100.65	905,868,000	1.400	2019/4/15	0.21
日本	地方債証券	平成25年度第5 回大阪市公募公債 (5年)	900,000,000	100.02	900,225,000	100.01	900,117,000	0.245	2018/11/22	0.21

日本	特殊債券	第5回政府保証日本政策金融公庫債券	830,000,000	101.24	840,325,200	101.17	839,735,900	1.300	2019/9/17	0.20
日本	特殊債券	第8回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	777,000,000	101.14	785,919,960	101.07	785,337,210	1.400	2019/7/31	0.18
日本	特殊債券	第4回政府保証地方公共団体金融機構債券	774,000,000	101.22	783,512,460	101.15	782,970,660	1.300	2019/9/13	0.18
日本	特殊債券	第7回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	732,000,000	100.40	734,935,320	100.33	734,430,240	1.300	2019/1/30	0.17
日本	特殊債券	第2回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	722,000,000	100.25	723,869,980	100.18	723,328,480	1.400	2018/12/17	0.17
日本	特殊債券	第17回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	700,000,000	100.02	700,154,000	100.00	700,049,000	0.257	2018/11/9	0.16
日本	特殊債券	第5回政府保証地方公営企業等金融機構債券	631,000,000	100.47	633,972,010	100.40	633,536,620	1.300	2019/2/18	0.15
日本	特殊債券	第4回政府保証阪神高速道路株式会社債券	604,000,000	100.57	607,460,920	100.50	607,050,200	1.300	2019/3/18	0.14

## □ 種類別の投資比率

2018年10月31日現在

種類	投資比率(%)
地方債証券	1.81
特殊債券	13.93
合計	15.74

### 投資不動産物件

#### マネープール・マザーファンド

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

#### マネープール・マザーファンド

該当事項はありません。

### 参考情報

基準日:2018年10月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移

### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)



## 分配の推移

決算期	分配金
2018年10月	30円
2018年 9月	30円
2018年 8月	30円
2018年 7月	30円
2018年 6月	50円
直近1年間累計	520円
設定来累計	10,310円

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
 ※直近5計算期間を記載しています。

### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(南アランド)



決算期	分配金
2018年10月	40円
2018年 9月	40円
2018年 8月	40円
2018年 7月	40円
2018年 6月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	8,680円

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
 ※直近5計算期間を記載しています。

### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(中国元)



決算期	分配金
2018年10月	70円
2018年 9月	70円
2018年 8月	70円
2018年 7月	70円
2018年 6月	70円
直近1年間累計	840円
設定来累計	7,300円

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
 ※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)



決算期	分配金
2018年10月	50円
2018年 9月	50円
2018年 8月	50円
2018年 7月	50円
2018年 6月	80円
直近1年間累計	840円
設定来累計	9,680円

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
※直近5計算期間を記載しています。

### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(円)



決算期	分配金
2018年10月	30円
2018年 9月	30円
2018年 8月	30円
2018年 7月	30円
2018年 6月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	5,560円

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。



## 主要な資産の状況

### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	96.49
親投資信託受益証券	日本	0.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.06
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(ブラジルリアルクラス)	96.49
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	0.45

### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(南アランド)

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	96.55
親投資信託受益証券	日本	0.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.84
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(南アフリカランドクラス)	96.55
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	0.61

### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(中国元)

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	96.62
親投資信託受益証券	日本	0.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.81
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(中国元クラス)	96.62
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	0.57

### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	96.52
親投資信託受益証券	日本	0.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.04
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(豪ドルクラス)	96.52
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	0.44

### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(円)

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.50
親投資信託受益証券	日本	0.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.39
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(円クラス)	97.50
日本	親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	0.11

※比率は、各ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## ▶ 投資対象とする投資信託の現況

### ■ エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト

(ブラジルレアルクラス) / (南アフリカランドクラス) / (中国元クラス) / (豪ドルクラス) / (円クラス)

当該各投資信託をシェアクラスとして含む「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト」の主要投資銘柄(上位10銘柄)およびポートフォリオの状況は以下の通りです。

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄) (2018年10月30日現在)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還日	比率(%)
チリ	社債券	BANCO DEL ESTA 4.125% 10/07/20 INT D	4.125	2020/10/07	2.74
国際機関	社債券	CORP ANDINA DE FOMENTO REGD	4.375	2022/06/15	2.24
コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA REGD	3.875	2027/04/25	1.62
トルコ	社債券	ANADOLU EFES REGD REG S	3.375	2022/11/01	1.45
バミューダ諸島	社債券	DIGICEL LIMITED REGD 144A P/P	6.750	2023/03/01	1.34
アラブ首長国連邦	社債券	ABU DHABI CRUDE OIL REGD REG S	4.600	2047/11/02	1.31
アメリカ合衆国	社債券	RELIANCE HOLDINGS USA REGD REG S	5.400	2022/02/14	1.30
マレーシア	社債券	PETRONAS CAPITAL LTD REGD REG S EMTN	3.125	2022/03/18	1.29
香港	社債券	CNAC HK FINBRIDGE CO LTD REGD REG S	4.625	2023/03/14	1.24
ベネズエラ	社債券	PETROLEOS DE VENEZUELA S REGD REG S	6.000	2022/10/28	1.14

※国・地域は、発行国基準にて表示しています。

※比率は、エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラストの純資産総額に対する時価の比率です。

※ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのデータを基に委託会社作成

### [ ポートフォリオの状況 ]

#### 〈セクター種別構成比率〉



#### 〈格付構成比率〉



#### 〈組入上位10カ国・地域〉

1	チリ	7.3%
2	メキシコ	5.8%
3	ロシア	5.0%
4	インドネシア	4.8%
5	アラブ首長国連邦	4.5%
6	トルコ	4.2%
7	中国	3.9%
8	アルゼンチン	3.9%
9	コロンビア	3.8%
10	インド	3.7%

#### 〈ポートフォリオ概況〉

最終利回り	6.6%
平均格付け	BBB

※データは2018年10月31日現在。比率は、エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラストの純資産総額に対する時価の比率です。

※格付けは主要格付機関の格付けを参考にしてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが分類した格付けで、平均格付けは当該外国投資信託が保有する債券に対する格付けを加重平均したものであり、当ファンドの格付けではありません。

※グラフの数値は四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

※ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのデータを基に委託会社作成



## ■マネープール・マザーファンド

### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
特殊債券	日本	13.93
地方債証券	日本	1.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		84.26
合計(純資産総額)		100.00

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還日	比率(%)
日本	特殊債券	第16回政府保証中部国際空港債券	0.200	2019/02/27	1.66
日本	特殊債券	第69回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.600	2018/11/28	0.92
日本	特殊債券	第24回政府保証日本政策金融公庫債券	0.234	2019/02/26	0.91
日本	特殊債券	第10回政府保証地方公共団体金融機構債券(6年)	0.385	2019/07/24	0.70
日本	特殊債券	第5回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	1.400	2019/04/15	0.66
日本	特殊債券	第87回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.500	2019/08/30	0.60
日本	特殊債券	第2回政府保証地方公共団体金融機構債券	1.400	2019/07/12	0.59
日本	地方債証券	平成20年度第7回大阪市公募公債	1.730	2018/12/17	0.58
日本	特殊債券	第78回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.400	2019/04/30	0.58
日本	特殊債券	第77回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.300	2019/03/19	0.54

※比率は、マネープール・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)



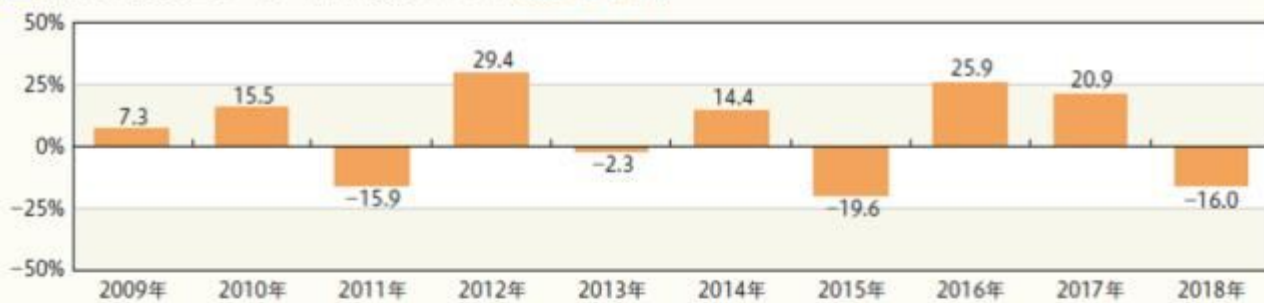
※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2009年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2009年10月30日)から年末までの騰落率を表示しています。

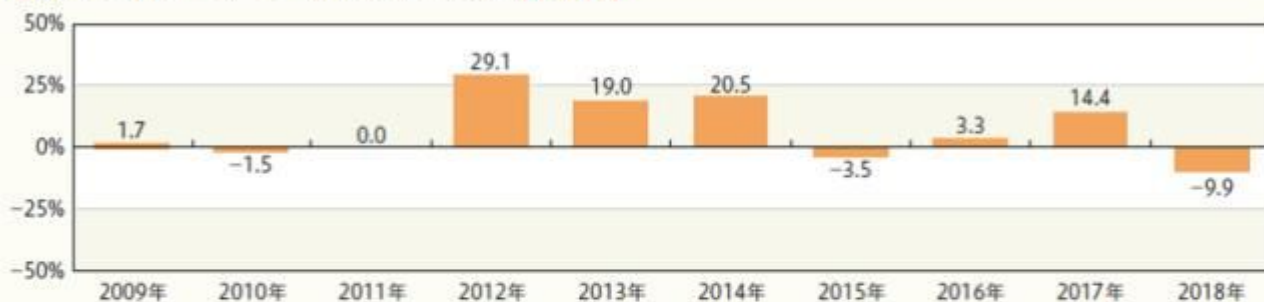
※2018年のファンドの収益率は、年初から2018年10月31日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(南アランド)



### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(中国元)



### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(豪ドル)



### ■SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(円)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2009年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2009年10月30日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2018年のファンドの収益率は、年初から2018年10月31日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### イ 申込方法

- (イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

- (ロ) 原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

- (ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

- (二) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

#### ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

#### ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.78%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

#### ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

#### ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

#### ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

#### ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に当たると場合には、解約請求の受付は行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までには解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

##### イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

##### ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、それぞれ「NW債レ」、「NW債ラ」、「NW債元」、「NW債豪」、「NW債円」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

#### （2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。



### （３）【信託期間】

2009年10月30日から2024年10月15日まで、もしくは下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

### （４）【計算期間】

毎月13日から翌月12日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

### （５）【その他】

#### イ 信託の終了

##### （イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aのほか、ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記bの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c～eまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

##### （ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

##### （ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

##### （ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社  
がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、  
委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任しま  
す。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、  
信託を終了させます。

#### ロ 収益分配金、償還金の支払い

##### (イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。  
分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来  
の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の  
指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決  
算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかか  
る決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収  
益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の  
名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支  
払われます。  
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた  
後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投  
資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5  
営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記  
載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益  
者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会  
社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に  
支払われます。

#### 八 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、  
監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社  
と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併  
合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併  
合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする  
旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限  
り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除  
きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行  
います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内  
容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れてい  
る受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に  
応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権  
を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみな  
します。
- (ニ) 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に  
当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効  
力を生じます。)
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について  
提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電  
磁的記録によ

り同意の意思表示をしたときには適用しません。

- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

## ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

## ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受け付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

## ハ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

## ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.smam-jp.com>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月（原則として4月および10月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

## 4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に依りて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定18期（平成30年4月13日から平成30年10月12日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）】

## （ 1 ）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定17期 （平成30年 4月12日現在）	特定18期 （平成30年10月12日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	1,087,706,876	1,016,105,121
コール・ローン	437,779,505	33,022,769
投資信託受益証券	40,365,428,063	31,164,135,925
親投資信託受益証券	144,532,800	144,460,800
流動資産合計	42,035,447,244	32,357,724,615
資産合計	42,035,447,244	32,357,724,615
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	574,476,949	305,599,738
未払解約金	128,102,604	96,172,719
未払受託者報酬	981,761	685,549
未払委託者報酬	38,092,329	26,599,277
未払利息	1,283	96
その他未払費用	229,426	141,473
流動負債合計	741,884,352	429,198,852
負債合計	741,884,352	429,198,852
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	114,895,389,817	101,866,579,358
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	73,601,826,925	69,938,053,595
元本等合計	41,293,562,892	31,928,525,763
純資産合計	41,293,562,892	31,928,525,763
負債純資産合計	42,035,447,244	32,357,724,615



## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	特定17期		特定18期	
	自	平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日	自	平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
営業収益				
受取配当金		6,162,874,846		3,971,245,050
有価証券売買等損益		11,040,324,313		6,611,364,138
営業収益合計		4,877,449,467		2,640,119,088
営業費用				
支払利息		473,778		283,453
受託者報酬		6,485,266		4,694,604
委託者報酬		251,628,233		182,150,579
その他費用		963,165		960,726
営業費用合計		259,550,442		188,089,362
営業利益又は営業損失( )		5,136,999,909		2,828,208,450
経常利益又は経常損失( )		5,136,999,909		2,828,208,450
当期純利益又は当期純損失( )		5,136,999,909		2,828,208,450
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		35,187,116		31,959,698
期首剰余金又は期首欠損金( )		69,815,365,088		73,601,826,925
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,053,867,849		11,666,468,011
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,053,867,849		11,666,468,011
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,185,347,518		2,825,357,991
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,185,347,518		2,825,357,991
分配金		3,553,169,375		2,381,087,938
期末剰余金又は期末欠損金( )		73,601,826,925		69,938,053,595

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項目	特定18期	
	自 平成30年 4月13日	至 平成30年10月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>	

## (貸借対照表に関する注記)

項目	特定17期		特定18期	
	(平成30年 4月12日現在)		(平成30年10月12日現在)	
1. 当特定期間の末日における受益権の総数		114,895,389,817口		101,866,579,358口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	73,601,826,925円	元本の欠損	69,938,053,595円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	0.3594円	1口当たり純資産額	0.3134円
	(10,000口当たりの純資産額)	3,594円)	(10,000口当たりの純資産額)	3,134円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	特定17期 自 平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日	特定18期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
分配金の計算過程	<p>（自 平成29年10月13日 至 平成29年11月13日）</p> <p>第97計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,128,130,847円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,216,946,977円）、および分配準備積立金（16,124,552,039円）より、分配対象収益は22,469,629,863円（1万口当たり1,845.67円）であり、うち608,704,414円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成29年11月14日 至 平成29年12月12日）</p> <p>第98計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,079,226,448円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,352,980,676円）、および分配準備積立金（16,408,102,689円）より、分配対象収益は22,840,309,813円（1万口当たり1,884.79円）であり、うち605,902,341円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成29年12月13日 至 平成30年 1月12日）</p> <p>第99計算期間末における費用控除後の配当等収益（996,195,882円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,381,271,216円）、および分配準備積立金（16,540,835,125円）より、分配対象収益は22,918,302,223円（1万口当たり1,918.19円）であり、うち597,386,502円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成30年 1月13日 至 平成30年 2月13日）</p> <p>第100計算期間末における費用控除後の配当等収益（937,972,071円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,341,970,053円）、および分配準備積立金（16,558,571,271円）より、分配対象収益は22,838,513,395円（1万口当たり1,948.26円）であり、うち586,118,977円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p>	<p>（自 平成30年 4月13日 至 平成30年 5月14日）</p> <p>第103計算期間末における費用控除後の配当等収益（767,039,424円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,309,821,015円）、および分配準備積立金（16,690,563,965円）より、分配対象収益は22,767,424,404円（1万口当たり2,016.66円）であり、うち564,478,162円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成30年 5月15日 至 平成30年 6月12日）</p> <p>第104計算期間末における費用控除後の配当等収益（717,592,902円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,379,056,243円）、および分配準備積立金（16,382,826,369円）より、分配対象収益は22,479,475,514円（1万口当たり2,031.53円）であり、うち553,261,349円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成30年 6月13日 至 平成30年 7月12日）</p> <p>第105計算期間末における費用控除後の配当等収益（622,632,402円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,417,107,088円）、および分配準備積立金（16,087,474,166円）より、分配対象収益は22,127,213,656円（1万口当たり2,038.94円）であり、うち325,566,863円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成30年 7月13日 至 平成30年 8月13日）</p> <p>第106計算期間末における費用控除後の配当等収益（571,913,188円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,354,496,678円）、および分配準備積立金（15,993,261,376円）より、分配対象収益は21,919,671,242円（1万口当たり2,062.78円）であり、うち318,787,031円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>

項目	特定17期	特定18期
	自 平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日	自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
	<p>(自 平成30年 2月14日 至 平成30年 3月12日)</p> <p>第101計算期間末における費用控除後の配当等収益(917,857,569円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(5,346,034,610円)、および分配準備積立金(16,696,145,252円)より、分配対象収益は22,960,037,431円(1万口当たり1,977.32円)であり、うち580,580,192円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 3月13日 至 平成30年 4月12日)</p> <p>第102計算期間末における費用控除後の配当等収益(819,939,333円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(5,337,478,058円)、および分配準備積立金(16,806,744,542円)より、分配対象収益は22,964,161,933円(1万口当たり1,998.69円)であり、うち574,476,949円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p>	<p>(自 平成30年 8月14日 至 平成30年 9月12日)</p> <p>第107計算期間末における費用控除後の配当等収益(583,183,329円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(5,386,039,641円)、および分配準備積立金(15,849,878,820円)より、分配対象収益は21,819,101,790円(1万口当たり2,088.63円)であり、うち313,394,795円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 9月13日 至 平成30年10月12日)</p> <p>第108計算期間末における費用控除後の配当等収益(527,202,717円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(5,313,416,263円)、および分配準備積立金(15,657,382,807円)より、分配対象収益は21,498,001,787円(1万口当たり2,110.39円)であり、うち305,599,738円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>

## (金融商品に関する注記)

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	特定18期
	自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりません。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク</p>

項 目	特定18期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
	有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定18期 （平成30年10月12日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。

項 目	特定18期 (平成30年10月12日現在)
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

特定17期（自 平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,458,116,007円
親投資信託受益証券	- 円
合計	2,458,116,007円

特定18期（自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,033,358,247円
親投資信託受益証券	14,400円
合計	3,033,343,847円

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

特定18期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

## (その他の注記)



項 目	特定17期 (平成30年 4月12日現在)	特定18期 (平成30年10月12日現在)
期首元本額	123,111,220,917円	114,895,389,817円
期中追加設定元本額	3,705,805,768円	4,143,763,054円
期中一部解約元本額	11,921,636,868円	17,172,573,513円

## (4) 【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(ブラジルリアルクラス)	14,576,303.05	31,164,135,925	
投資信託受益証券合計		14,576,303.05	31,164,135,925	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	144,000,000	144,460,800	
親投資信託受益証券合計		144,000,000	144,460,800	
合計			31,308,596,725	

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）】

## （ 1 ）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定17期 （平成30年 4月12日現在）	特定18期 （平成30年10月12日現在）
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
金銭信託	15,160,749	16,951,556
コール・ローン	6,101,887	550,915
投資信託受益証券	717,097,766	558,223,817
親投資信託受益証券	11,040,700	3,485,952
未収入金	8,700,000	-
流動資産合計	758,101,102	579,212,240
<b>資産合計</b>	<b>758,101,102</b>	<b>579,212,240</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	5,108,844	4,724,148
未払解約金	-	479,152
未払受託者報酬	17,495	13,045
未払委託者報酬	678,802	506,166
未払利息	17	1
その他未払費用	5,978	3,441
流動負債合計	5,811,136	5,725,953
<b>負債合計</b>	<b>5,811,136</b>	<b>5,725,953</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	1,277,211,163	1,181,037,142
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	524,921,197	607,550,855
元本等合計	752,289,966	573,486,287
純資産合計	752,289,966	573,486,287
<b>負債純資産合計</b>	<b>758,101,102</b>	<b>579,212,240</b>

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定17期		特定18期	
	自	平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日	自	平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
営業収益				
受取配当金		66,922,055		55,930,806
有価証券売買等損益		4,099,676		150,978,697
営業収益合計		71,021,731		95,047,891
営業費用				
支払利息		8,019		5,505
受託者報酬		105,654		88,283
委託者報酬		4,099,441		3,425,356
その他費用		28,277		24,849
営業費用合計		4,241,391		3,543,993
営業利益又は営業損失（ ）		66,780,340		98,591,884
経常利益又は経常損失（ ）		66,780,340		98,591,884
当期純利益又は当期純損失（ ）		66,780,340		98,591,884
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		3,355,919		604,711
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		607,520,725		524,921,197
剰余金増加額又は欠損金減少額		86,875,794		62,306,840
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		86,875,794		62,306,840
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		35,976,531		17,730,158
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		35,976,531		17,730,158
分配金		31,724,156		29,219,167
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		524,921,197		607,550,855

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	特定18期	
	自 平成30年 4月13日	至 平成30年10月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>	

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項 目	特定17期		特定18期	
	(平成30年 4月12日現在)		(平成30年10月12日現在)	
1. 当特定期間の末日における受益権の総数		1,277,211,163口		1,181,037,142口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	524,921,197円	元本の欠損	607,550,855円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	0.5890円	1口当たり純資産額	0.4856円
	(10,000口当たりの純資産額)	5,890円)	(10,000口当たりの純資産額)	4,856円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	特定17期 自 平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日	特定18期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
分配金の計算過程	<p>(自 平成29年10月13日 至 平成29年11月13日)</p> <p>第97計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,807,713円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(68,277,920円)、および分配準備積立金(157,041,602円)より、分配対象収益は236,127,235円(1万口当たり1,702.78円)であり、うち5,546,804円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成29年11月14日 至 平成29年12月12日)</p> <p>第98計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,794,024円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(68,143,228円)、および分配準備積立金(159,774,968円)より、分配対象収益は238,712,220円(1万口当たり1,741.52円)であり、うち5,482,757円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成29年12月13日 至 平成30年 1月12日)</p> <p>第99計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,420,073円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(66,686,638円)、および分配準備積立金(158,525,324円)より、分配対象収益は235,632,035円(1万口当たり1,780.49円)であり、うち5,293,563円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 1月13日 至 平成30年 2月13日)</p> <p>第100計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,484,039円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(67,263,508円)、および分配準備積立金(155,815,464円)より、分配対象収益は233,563,011円(1万口当たり1,822.34円)であり、うち5,126,599円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>	<p>(自 平成30年 4月13日 至 平成30年 5月14日)</p> <p>第103計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,630,429円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(70,003,234円)、および分配準備積立金(161,277,080円)より、分配対象収益は240,910,743円(1万口当たり1,943.51円)であり、うち4,958,219円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 5月15日 至 平成30年 6月12日)</p> <p>第104計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,230,265円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(69,468,655円)、および分配準備積立金(162,616,005円)より、分配対象収益は241,314,925円(1万口当たり1,979.21円)であり、うち4,876,940円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 6月13日 至 平成30年 7月12日)</p> <p>第105計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,927,546円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(70,433,104円)、および分配準備積立金(166,004,915円)より、分配対象収益は245,365,565円(1万口当たり2,012.49円)であり、うち4,876,799円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 7月13日 至 平成30年 8月13日)</p> <p>第106計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,193,740円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(72,256,210円)、および分配準備積立金(169,323,523円)より、分配対象収益は249,773,473円(1万口当たり2,039.41円)であり、うち4,898,906円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>

項目	特定17期	特定18期
	自 平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日	自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
	<p>(自 平成30年 2月14日 至 平成30年 3月12日)</p> <p>第101計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,816,497円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(71,545,254円)、および分配準備積立金(158,631,674円)より、分配対象収益は240,993,425円(1万口当たり1,866.12円)であり、うち5,165,589円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 3月13日 至 平成30年 4月12日)</p> <p>第102計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,176,506円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(71,517,059円)、および分配準備積立金(161,721,660円)より、分配対象収益は243,415,225円(1万口当たり1,905.81円)であり、うち5,108,844円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>	<p>(自 平成30年 8月14日 至 平成30年 9月12日)</p> <p>第107計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,835,111円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(72,891,282円)、および分配準備積立金(171,246,167円)より、分配対象収益は252,972,560円(1万口当たり2,071.76円)であり、うち4,884,155円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 9月13日 至 平成30年10月12日)</p> <p>第108計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,858,266円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(71,176,157円)、および分配準備積立金(168,784,019円)より、分配対象収益は247,818,442円(1万口当たり2,098.28円)であり、うち4,724,148円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>

## (金融商品に関する注記)

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	特定18期
	自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p>

項 目	特定18期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
	有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定18期 （平成30年10月12日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。



項 目	特定18期 (平成30年10月12日現在)
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定17期（自 平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	17,175,426円
親投資信託受益証券	- 円
合計	17,175,426円

特定18期（自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	21,089,514円
親投資信託受益証券	348円
合計	21,089,166円

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

特定18期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

## （その他の注記）

項 目	特定17期 (平成30年 4月12日現在)	特定18期 (平成30年10月12日現在)
期首元本額	1,396,028,348円	1,277,211,163円
期中追加設定元本額	88,924,434円	37,937,679円
期中一部解約元本額	207,741,619円	134,111,700円

## (4) 【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(南アフリカランドクラス)	136,052.6	558,223,817	
投資信託受益証券合計		136,052.6	558,223,817	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	3,474,833	3,485,952	
親投資信託受益証券合計		3,474,833	3,485,952	
合計			561,709,769	

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）】

## （ 1 ）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定17期 （平成30年 4月12日現在）	特定18期 （平成30年10月12日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	61,391,424	73,191,597
コール・ローン	24,708,777	2,378,680
投資信託受益証券	2,318,377,583	2,092,270,139
親投資信託受益証券	26,096,200	12,084,595
流動資産合計	2,430,573,984	2,179,925,011
資産合計	2,430,573,984	2,179,925,011
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	15,818,756	15,997,348
未払解約金	24,323,043	1,537,824
未払受託者報酬	54,774	48,905
未払委託者報酬	2,125,122	1,897,657
未払利息	72	6
その他未払費用	18,213	12,661
流動負債合計	42,339,980	19,494,401
負債合計	42,339,980	19,494,401
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,259,822,381	2,285,335,491
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	128,411,623	124,904,881
元本等合計	2,388,234,004	2,160,430,610
純資産合計	2,388,234,004	2,160,430,610
負債純資産合計	2,430,573,984	2,179,925,011

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	特定17期		特定18期	
	自	平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日	自	平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		131,072,340		126,973,249
有価証券売買等損益		120,221,496		278,119,049
営業収益合計		10,850,844		151,145,800
<b>営業費用</b>				
支払利息		23,809		18,840
受託者報酬		321,760		314,469
委託者報酬		12,483,984		12,201,505
その他費用		86,787		89,431
営業費用合計		12,916,340		12,624,245
営業利益又は営業損失 ( )		2,065,496		163,770,045
経常利益又は経常損失 ( )		2,065,496		163,770,045
当期純利益又は当期純損失 ( )		2,065,496		163,770,045
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )		1,242,454		3,223,790
期首剰余金又は期首欠損金 ( )		217,924,964		128,411,623
剰余金増加額又は欠損金減少額		20,780,540		12,610,197
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		3,898,724
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		20,780,540		8,711,473
剰余金減少額又は欠損金増加額		14,257,827		7,948,937
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		14,257,827		6,860,960
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		1,087,977
分配金		92,728,104		97,431,509
期末剰余金又は期末欠損金 ( )		128,411,623		124,904,881

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	特定18期	
	自 平成30年 4月13日	至 平成30年10月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>	

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項 目	特定17期 (平成30年 4月12日現在)		特定18期 (平成30年10月12日現在)	
	1. 当特定期間の末日における受益権の総数	2,259,822,381口		2,285,335,491口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損		元本の欠損 124,904,881円	
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	1.0568円	1口当たり純資産額	0.9453円
	(10,000口当たりの純資産額)	10,568円)	(10,000口当たりの純資産額)	9,453円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	特定17期 自 平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日	特定18期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
分配金の計算過程	<p>(自 平成29年10月13日 至 平成29年11月13日)</p> <p>第97計算期間末における費用控除後の配当等収益(19,164,300円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(343,024,323円)、および分配準備積立金(505,010,893円)より、分配対象収益は867,199,516円(1万口当たり4,014.29円)であり、うち15,121,903円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成29年11月14日 至 平成29年12月12日)</p> <p>第98計算期間末における費用控除後の配当等収益(20,033,745円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(352,470,960円)、および分配準備積立金(503,058,491円)より、分配対象収益は875,563,196円(1万口当たり4,036.71円)であり、うち15,182,970円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成29年12月13日 至 平成30年 1月12日)</p> <p>第99計算期間末における費用控除後の配当等収益(18,949,678円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(367,521,093円)、および分配準備積立金(502,001,519円)より、分配対象収益は888,472,290円(1万口当たり4,053.49円)であり、うち15,343,013円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 1月13日 至 平成30年 2月13日)</p> <p>第100計算期間末における費用控除後の配当等収益(19,891,612円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(379,108,965円)、および分配準備積立金(502,029,170円)より、分配対象収益は901,029,747円(1万口当たり4,073.80円)であり、うち15,482,254円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p>	<p>(自 平成30年 4月13日 至 平成30年 5月14日)</p> <p>第103計算期間末における費用控除後の配当等収益(19,942,415円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(450,129,785円)、および分配準備積立金(503,341,413円)より、分配対象収益は973,413,613円(1万口当たり4,129.23円)であり、うち16,501,537円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 5月15日 至 平成30年 6月12日)</p> <p>第104計算期間末における費用控除後の配当等収益(19,839,105円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(452,301,578円)、および分配準備積立金(489,736,698円)より、分配対象収益は961,877,381円(1万口当たり4,144.79円)であり、うち16,244,717円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 6月13日 至 平成30年 7月12日)</p> <p>第105計算期間末における費用控除後の配当等収益(18,839,455円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(465,043,292円)、および分配準備積立金(475,825,124円)より、分配対象収益は959,707,871円(1万口当たり4,157.91円)であり、うち16,156,960円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 7月13日 至 平成30年 8月13日)</p> <p>第106計算期間末における費用控除後の配当等収益(18,736,006円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(480,327,780円)、および分配準備積立金(474,194,926円)より、分配対象収益は973,258,712円(1万口当たり4,168.28円)であり、うち16,344,340円(1万口当たり70円)を分配金額としております。</p>



項目	特定17期	特定18期
	自 平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日	自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
	<p>（自 平成30年 2月14日 至 平成30年 3月12日）</p> <p>第101計算期間末における費用控除後の配当等収益（20,528,411円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（397,300,016円）、および分配準備積立金（505,327,015円）より、分配対象収益は923,155,442円（1万口当たり4,095.29円）であり、うち15,779,208円（1万口当たり70円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成30年 3月13日 至 平成30年 4月12日）</p> <p>第102計算期間末における費用控除後の配当等収益（20,101,433円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（405,796,634円）、および分配準備積立金（503,862,121円）より、分配対象収益は929,760,188円（1万口当たり4,114.29円）であり、うち15,818,756円（1万口当たり70円）を分配金額としております。</p>	<p>（自 平成30年 8月14日 至 平成30年 9月12日）</p> <p>第107計算期間末における費用控除後の配当等収益（18,613,116円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（479,421,245円）、および分配準備積立金（468,259,811円）より、分配対象収益は966,294,172円（1万口当たり4,178.78円）であり、うち16,186,607円（1万口当たり70円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成30年 9月13日 至 平成30年10月12日）</p> <p>第108計算期間末における費用控除後の配当等収益（18,214,350円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（475,225,254円）、および分配準備積立金（463,773,919円）より、分配対象収益は957,213,523円（1万口当たり4,188.49円）であり、うち15,997,348円（1万口当たり70円）を分配金額としております。</p>

## （金融商品に関する注記）

## ．金融商品の状況に関する事項

項目	特定18期
	自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりません。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク</p>

項 目	特定18期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
	有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

#### ・金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定18期 （平成30年10月12日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。

項目	特定18期 (平成30年10月12日現在)
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

特定17期（自 平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	14,283,565円
親投資信託受益証券	- 円
合計	14,283,565円

特定18期（自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	11,421,822円
親投資信託受益証券	1,205円
合計	11,420,617円

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

特定18期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

## (その他の注記)

項目	特定17期 (平成30年 4月12日現在)	特定18期 (平成30年10月12日現在)
期首元本額	2,174,212,731円	2,259,822,381円
期中追加設定元本額	250,031,444円	307,175,680円
期中一部解約元本額	164,421,794円	281,662,570円

## (4) 【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(中国元クラス)	259,586.86	2,092,270,139	
投資信託受益証券合計		259,586.86	2,092,270,139	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	12,046,048	12,084,595	
親投資信託受益証券合計		12,046,048	12,084,595	
合計			2,104,354,734	

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）】

## （ 1 ）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定17期 （平成30年 4月12日現在）	特定18期 （平成30年10月12日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	379,184,072	413,423,203
コール・ローン	152,613,741	13,435,991
投資信託受益証券	13,123,389,242	11,043,968,664
親投資信託受益証券	50,185,000	50,160,000
流動資産合計	13,705,372,055	11,520,987,858
資産合計		
	13,705,372,055	11,520,987,858
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	161,862,255	97,118,776
未払解約金	12,359,263	19,587,902
未払受託者報酬	306,807	261,064
未払委託者報酬	11,904,118	10,129,246
未払利息	447	39
その他未払費用	106,261	67,798
流動負債合計	186,539,151	127,164,825
負債合計		
	186,539,151	127,164,825
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	20,232,781,974	19,423,755,211
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,713,949,070	8,029,932,178
元本等合計	13,518,832,904	11,393,823,033
純資産合計		
	13,518,832,904	11,393,823,033
負債純資産合計		
	13,705,372,055	11,520,987,858

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定17期		特定18期	
	自	平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日	自	平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
営業収益				
受取配当金		607,140,073		506,815,758
有価証券売買等損益		1,403,047,132		1,352,445,578
営業収益合計		795,907,059		845,629,820
営業費用				
支払利息		149,340		102,761
受託者報酬		1,955,014		1,701,719
委託者報酬		75,854,295		66,026,674
その他費用		528,851		479,866
営業費用合計		78,487,500		68,311,020
営業利益又は営業損失（ ）		874,394,559		913,940,840
経常利益又は経常損失（ ）		874,394,559		913,940,840
当期純利益又は当期純損失（ ）		874,394,559		913,940,840
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		3,428,458		5,640,899
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		4,736,692,201		6,713,949,070
剰余金増加額又は欠損金減少額		451,133,496		702,815,016
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		451,133,496		702,815,016
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		586,658,732		391,927,684
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		586,658,732		391,927,684
分配金		963,908,616		718,570,499
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		6,713,949,070		8,029,932,178



## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針の注記 )

項 目	特定18期	
	自 平成30年 4月13日	至 平成30年10月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>	

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項 目	特定17期		特定18期	
	(平成30年 4月12日現在)		(平成30年10月12日現在)	
1. 当特定期間の末日における受益権の総数		20,232,781,974口		19,423,755,211口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	6,713,949,070円	元本の欠損	8,029,932,178円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額	0.6682円	1口当たり純資産額	0.5866円
	(10,000口当たりの純資産額)	6,682円)	(10,000口当たりの純資産額)	5,866円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項目	特定17期 自 平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日	特定18期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
分配金の計算過程	<p>（自 平成29年10月13日 至 平成29年11月13日）</p> <p>第97計算期間末における費用控除後の配当等収益（94,196,012円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,917,213,941円）、および分配準備積立金（2,088,855,380円）より、分配対象収益は6,100,265,333円（1万口当たり3,010.42円）であり、うち162,109,656円（1万口当たり80円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成29年11月14日 至 平成29年12月12日）</p> <p>第98計算期間末における費用控除後の配当等収益（94,298,861円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,892,779,210円）、および分配準備積立金（2,072,227,409円）より、分配対象収益は6,059,305,480円（1万口当たり2,976.79円）であり、うち162,840,679円（1万口当たり80円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成29年12月13日 至 平成30年 1月12日）</p> <p>第99計算期間末における費用控除後の配当等収益（97,720,195円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,816,287,364円）、および分配準備積立金（2,040,676,694円）より、分配対象収益は5,954,684,253円（1万口当たり2,945.16円）であり、うち161,747,482円（1万口当たり80円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成30年 1月13日 至 平成30年 2月13日）</p> <p>第100計算期間末における費用控除後の配当等収益（85,190,008円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,654,295,518円）、および分配準備積立金（1,968,589,239円）より、分配対象収益は5,708,074,765円（1万口当たり2,908.60円）であり、うち156,997,672円（1万口当たり80円）を分配金額としております。</p>	<p>（自 平成30年 4月13日 至 平成30年 5月14日）</p> <p>第103計算期間末における費用控除後の配当等収益（76,691,745円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,730,908,766円）、および分配準備積立金（1,898,201,543円）より、分配対象収益は5,705,802,054円（1万口当たり2,789.65円）であり、うち163,626,602円（1万口当たり80円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成30年 5月15日 至 平成30年 6月12日）</p> <p>第104計算期間末における費用控除後の配当等収益（76,827,153円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,632,427,373円）、および分配準備積立金（1,869,230,256円）より、分配対象収益は5,578,484,782円（1万口当たり2,747.50円）であり、うち162,430,188円（1万口当たり80円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成30年 6月13日 至 平成30年 7月12日）</p> <p>第105計算期間末における費用控除後の配当等収益（73,836,771円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,498,196,355円）、および分配準備積立金（1,827,754,850円）より、分配対象収益は5,399,787,976円（1万口当たり2,704.51円）であり、うち99,829,024円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成30年 7月13日 至 平成30年 8月13日）</p> <p>第106計算期間末における費用控除後の配当等収益（70,183,442円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,422,082,766円）、および分配準備積立金（1,793,942,598円）より、分配対象収益は5,286,208,806円（1万口当たり2,690.23円）であり、うち98,248,029円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p>

項目	特定17期	特定18期
	自 平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日	自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
	<p>（自 平成30年 2月14日 至 平成30年 3月12日）</p> <p>第101計算期間末における費用控除後の配当等収益（87,298,425円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,639,372,970円）、および分配準備積立金（1,959,557,946円）より、分配対象収益は5,686,229,341円（1万口当たり2,872.71円）であり、うち158,350,872円（1万口当たり80円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成30年 3月13日 至 平成30年 4月12日）</p> <p>第102計算期間末における費用控除後の配当等収益（79,747,871円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,714,209,655円）、および分配準備積立金（1,936,256,471円）より、分配対象収益は5,730,213,997円（1万口当たり2,832.13円）であり、うち161,862,255円（1万口当たり80円）を分配金額としております。</p>	<p>（自 平成30年 8月14日 至 平成30年 9月12日）</p> <p>第107計算期間末における費用控除後の配当等収益（71,972,730円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,368,041,343円）、および分配準備積立金（1,770,801,525円）より、分配対象収益は5,210,815,598円（1万口当たり2,677.21円）であり、うち97,317,880円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成30年 9月13日 至 平成30年10月12日）</p> <p>第108計算期間末における費用控除後の配当等収益（72,837,889円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,371,937,522円）、および分配準備積立金（1,731,118,850円）より、分配対象収益は5,175,894,261円（1万口当たり2,664.71円）であり、うち97,118,776円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p>

## （金融商品に関する注記）

## ．金融商品の状況に関する事項

項目	特定18期
	自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりません。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク</p>

項 目	特定18期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
	有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定18期 （平成30年10月12日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

項 目	特定18期 (平成30年10月12日現在)
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

特定17期（自 平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	156,187,696円
親投資信託受益証券	- 円
合計	156,187,696円

特定18期（自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	89,573,473円
親投資信託受益証券	5,000円
合計	89,568,473円

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

特定18期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

## (その他の注記)

項 目	特定17期 (平成30年 4月12日現在)	特定18期 (平成30年10月12日現在)
期首元本額	19,836,301,646円	20,232,781,974円
期中追加設定元本額	2,078,536,498円	1,116,696,557円
期中一部解約元本額	1,682,056,170円	1,925,723,320円

## (4) 【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(豪ドルクラス)	1,468,417.58	11,043,968,664	
投資信託受益証券合計		1,468,417.58	11,043,968,664	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	50,000,000	50,160,000	
親投資信託受益証券合計		50,000,000	50,160,000	
合計			11,094,128,664	

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）】

## （ 1 ）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定17期 （平成30年 4月12日現在）	特定18期 （平成30年10月12日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	295,272,357	310,865,877
コール・ローン	118,841,012	10,102,943
投資信託受益証券	12,660,635,462	10,318,678,439
親投資信託受益証券	11,040,700	11,035,200
流動資産合計	13,085,789,531	10,650,682,459
資産合計	13,085,789,531	10,650,682,459
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	49,798,633	43,641,020
未払解約金	104,990,668	44,728,185
未払受託者報酬	299,929	239,660
未払委託者報酬	11,637,241	9,298,808
未払利息	348	29
その他未払費用	97,780	61,823
流動負債合計	166,824,599	97,969,525
負債合計	166,824,599	97,969,525
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	16,599,544,390	14,547,006,801
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,680,579,458	3,994,293,867
元本等合計	12,918,964,932	10,552,712,934
純資産合計	12,918,964,932	10,552,712,934
負債純資産合計	13,085,789,531	10,650,682,459



## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定17期		特定18期	
	自	平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日	自	平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
営業収益				
受取配当金		462,149,994		371,766,496
有価証券売買等損益		716,215,060		861,962,523
営業収益合計		254,065,066		490,196,027
営業費用				
支払利息		113,584		88,250
受託者報酬		1,854,588		1,578,066
委託者報酬		71,957,899		61,228,873
その他費用		488,985		443,803
営業費用合計		74,415,056		63,338,992
営業利益又は営業損失（ ）		328,480,122		553,535,019
経常利益又は経常損失（ ）		328,480,122		553,535,019
当期純利益又は当期純損失（ ）		328,480,122		553,535,019
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		65,563		4,718,339
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		3,280,763,418		3,680,579,458
剰余金増加額又は欠損金減少額		313,496,586		705,012,687
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		313,496,586		705,012,687
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		76,328,150		192,804,726
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		76,328,150		192,804,726
分配金		308,438,791		277,105,690
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		3,680,579,458		3,994,293,867

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項目	特定18期	
	自 平成30年 4月13日	至 平成30年10月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>	

## (貸借対照表に関する注記)

項目	特定17期 (平成30年 4月12日現在)		特定18期 (平成30年10月12日現在)	
	1. 当特定期間の末日における受益権の総数		16,599,544,390口	
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	3,680,579,458円	元本の欠損	3,994,293,867円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額)	0.7783円 7,783円	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額)	0.7254円 7,254円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	特定17期 自 平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日	特定18期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
分配金の計算過程	<p>(自 平成29年10月13日 至 平成29年11月13日)</p> <p>第97計算期間末における費用控除後の配当等収益(69,831,911円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(191,087,907円)、および分配準備積立金(929,209,723円)より、分配対象収益は1,190,129,541円(1万口当たり679.25円)であり、うち52,562,769円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成29年11月14日 至 平成29年12月12日)</p> <p>第98計算期間末における費用控除後の配当等収益(68,075,676円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(198,104,595円)、および分配準備積立金(937,824,642円)より、分配対象収益は1,204,004,913円(1万口当たり688.15円)であり、うち52,487,123円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成29年12月13日 至 平成30年 1月12日)</p> <p>第99計算期間末における費用控除後の配当等収益(65,112,821円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(200,107,895円)、および分配準備積立金(938,374,571円)より、分配対象収益は1,203,595,287円(1万口当たり695.81円)であり、うち51,891,768円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 1月13日 至 平成30年 2月13日)</p> <p>第100計算期間末における費用控除後の配当等収益(62,311,143円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(198,995,231円)、および分配準備積立金(934,200,088円)より、分配対象収益は1,195,506,462円(1万口当たり702.45円)であり、うち51,055,738円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>	<p>(自 平成30年 4月13日 至 平成30年 5月14日)</p> <p>第103計算期間末における費用控除後の配当等収益(56,061,983円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(196,634,171円)、および分配準備積立金(923,806,951円)より、分配対象収益は1,176,503,105円(1万口当たり719.01円)であり、うち49,087,694円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 5月15日 至 平成30年 6月12日)</p> <p>第104計算期間末における費用控除後の配当等収益(54,340,857円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(204,037,160円)、および分配準備積立金(890,331,247円)より、分配対象収益は1,148,709,264円(1万口当たり723.34円)であり、うち47,640,582円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 6月13日 至 平成30年 7月12日)</p> <p>第105計算期間末における費用控除後の配当等収益(51,776,260円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(212,042,327円)、および分配準備積立金(869,671,494円)より、分配対象収益は1,133,490,081円(1万口当たり726.52円)であり、うち46,803,179円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>(自 平成30年 7月13日 至 平成30年 8月13日)</p> <p>第106計算期間末における費用控除後の配当等収益(48,311,345円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(206,871,189円)、および分配準備積立金(849,864,511円)より、分配対象収益は1,105,047,045円(1万口当たり728.37円)であり、うち45,513,151円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>

項目	特定17期	特定18期
	自 平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日	自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
	<p>（自 平成30年 2月14日 至 平成30年 3月12日）</p> <p>第101計算期間末における費用控除後の配当等収益（62,531,445円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（198,174,823円）、および分配準備積立金（937,018,636円）より、分配対象収益は1,197,724,904円（1万口当たり709.50円）であり、うち50,642,760円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成30年 3月13日 至 平成30年 4月12日）</p> <p>第102計算期間末における費用控除後の配当等収益（58,400,630円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（197,352,505円）、および分配準備積立金（930,714,271円）より、分配対象収益は1,186,467,406円（1万口当たり714.74円）であり、うち49,798,633円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>	<p>（自 平成30年 8月14日 至 平成30年 9月12日）</p> <p>第107計算期間末における費用控除後の配当等収益（49,176,457円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（210,734,060円）、および分配準備積立金（823,458,858円）より、分配対象収益は1,083,369,375円（1万口当たり731.66円）であり、うち44,420,064円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自 平成30年 9月13日 至 平成30年10月12日）</p> <p>第108計算期間末における費用控除後の配当等収益（47,192,388円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（212,675,997円）、および分配準備積立金（808,060,178円）より、分配対象収益は1,067,928,563円（1万口当たり734.10円）であり、うち43,641,020円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>

## （金融商品に関する注記）

## ．金融商品の状況に関する事項

項目	特定18期
	自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク</p>

項 目	特定18期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
	有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定18期 （平成30年10月12日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

項 目	特定18期 (平成30年10月12日現在)
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定17期（自 平成29年10月13日 至 平成30年 4月12日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	36,233,634円
親投資信託受益証券	- 円
合計	36,233,634円

特定18期（自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	13,259,674円
親投資信託受益証券	1,100円
合計	13,260,774円

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

特定18期 自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

## （その他の注記）

項目	特定17期 (平成30年 4月12日現在)	特定18期 (平成30年10月12日現在)
期首元本額	17,769,849,571円	16,599,544,390円
期中追加設定元本額	392,738,880円	754,044,103円
期中一部解約元本額	1,563,044,061円	2,806,581,692円

## (4) 【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(円クラス)	1,325,967.41	10,318,678,439	
投資信託受益証券合計		1,325,967.41	10,318,678,439	
親投資信託受益証券	マネープール・マザーファンド	11,000,000	11,035,200	
親投資信託受益証券合計		11,000,000	11,035,200	
合計			10,329,713,639	

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド(ブラジルリアル)/(南アランド)/(中国元)/(豪ドル)/(円)は、それぞれ「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(ブラジルリアルクラス)/(南アフリカランドクラス)/(中国元クラス)/(豪ドルクラス)/(円クラス)」(以下、「該当ファンド」といいます。)および「マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて該当ファンドの受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当マザーファンドの受益証券です。

「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト(ブラジルリアルクラス)/(南アフリカランドクラス)/(中国元クラス)/(豪ドルクラス)/(円クラス)」は、「エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト」の各シェアクラスです。

以下に記載した状況は監査の対象外です。



## エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラスト

エマージング・マーケット・ボンド・プラス・サブ・トラストは、ケイマン籍の外国投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋して翻訳したものです。

## 財政状態計算書(2018年3月31日現在)

(単位:米ドル)

資産		
流動資産		
損益を通じて公正価値評価する金融資産		639,600,384
スワップ契約に係る前払いプレミアム支払額		648,205
未収入金		
利息		8,593,442
ブローカーからの未収入金		
証拠金		1,709,878
担保金額		13,720,000
投資有価証券売却		4,899,243
現金及び現金同等物		19,433,542
資産合計		<u>688,604,694</u>
負債		
流動負債		
損益を通じて公正価値評価する金融負債		16,524,244
スワップ契約に係る前受けプレミアム受取額		295,977
未払金		
ブローカーへの未払金		
担保金額		550,000
投資有価証券購入		5,141,524
利息		875
運用報酬		713,143
管理事務代行報酬		77,027
監査報酬		69,800
受託会社報酬		39,410
保管サービス報酬		114,341
名義書換代理会社報酬		8,261
株主サービス報酬		3,277
弁護士報酬		7,900
負債合計(償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産を除く)		<u>23,545,779</u>
償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産		<u>665,058,915</u>
資本		
償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産		<u>-</u>

## 要約投資明細表(2018年3月31日現在)

額面 / 受益証券口数	摘要	公正価値 (米ドル)	純資産に 占める比率 (%)
	債券		
	社債		
	ユーロ		

700,000	素材	738,489	0.11
7,530,000	通信	8,219,831	1.24
5,810,000	エネルギー	7,810,593	1.17
3,390,000	資本財・サービス	4,028,097	0.61
710,000	公益事業	892,198	0.13
	米ドル		
34,771,037	素材	34,864,654	5.24
50,291,000	通信	48,875,873	7.35
6,643,596	耐久消費財	6,572,238	0.99
34,177,000	一般消費財	34,204,615	5.14
153,745,328	エネルギー	126,139,815	18.97
92,386,000	金融	92,865,924	13.96
18,572,912	政府	19,132,723	2.88
15,493,955	資本財・サービス	15,513,088	2.33
22,719,000	公益事業	23,442,126	3.53
	社債合計	423,300,264	63.65
	国債		
	ユーロ		
100,000	金融	125,906	0.02
20,789,600	国債	28,201,489	4.24
	米ドル		
3,700,000	金融	3,975,188	0.60
174,654,032	国債	175,086,467	26.32
	国債合計	207,389,050	31.18
	地方債		
	米国ドル		
8,740,000	地方債	2,898,137	0.44
	地方債合計	2,898,137	0.44
	債券合計	633,587,451	95.27
	投資ファンド		
	米ドル		
1,727,341	投資ファンド	1,729,459	0.26
	投資ファンド合計	1,729,459	0.26

## マネープール・マザーファンド

## 貸借対照表

(単位:円)

	(平成30年 4月12日現在)	(平成30年10月12日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	245,876,447,982	358,161,708,209
コール・ローン	98,960,181,386	11,640,027,349
地方債証券	15,560,357,687	8,178,529,500
特殊債券	84,245,824,080	64,831,207,970
社債券	4,406,059,000	100,012,000
未収利息	212,642,075	126,055,130
前払費用	8,886,546	12,255,113
流動資産合計	449,270,398,756	443,049,795,271

	（平成30年 4月12日現在）	（平成30年10月12日現在）
資産合計	449,270,398,756	443,049,795,271
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	3,000,000,000
未払利息	290,102	34,122
その他未払費用	22,812,207	5,620,444
流動負債合計	23,102,309	3,005,654,566
負債合計	23,102,309	3,005,654,566
純資産の部		
元本等		
元本	447,610,891,633	438,641,517,387
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,636,404,814	1,402,623,318
元本等合計	449,247,296,447	440,044,140,705
純資産合計	449,247,296,447	440,044,140,705
負債純資産合計	449,270,398,756	443,049,795,271

## 注記表

（重要な会計方針の注記）

項目	自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成30年 4月12日現在）	（平成30年10月12日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	447,610,891,633口	438,641,517,387口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0037円 (10,000口当たりの純資産額 10,037円)	1口当たり純資産額 1.0032円 (10,000口当たりの純資産額 10,032円)

## （金融商品に関する注記）

## . 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1)金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	--

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年10月12日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成30年 4月13日 至 平成30年10月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成30年 4月12日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	468,533,782,581円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	20,922,890,948円

平成30年 4月12日現在における元本の内訳	
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）	144,000,000円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）	11,000,000円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）	26,000,000円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）	50,000,000円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）	11,000,000円
三井住友・公益債券投信（毎月決算型）	1,997,005円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジ型）	49,856円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ノーヘッジ型）	29,914円
北米エネルギーファンド（毎月決算型）	9,964,130円
北米エネルギーファンド（年2回決算型）	996,413円
三井住友・公益債券投信（資産成長型）	4,981円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジ型/年1回決算型）	9,961円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ノーヘッジ型/年1回決算型）	9,961円
日興グラピティ・ヨーロピアン・ファンド	9,958,176円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 毎月分配型（為替ヘッジなし）	9,955円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 毎月分配型（為替ヘッジあり）	9,955円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 資産成長型（為替ヘッジなし）	9,955円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 資産成長型（為替ヘッジあり）	9,955円
B N P バリバ・グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）	9,954円
三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド（為替ヘッジあり）	9,952円
三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド（為替ヘッジなし）	9,952円
米国優先リートファンド（為替ヘッジあり）	9,950円
米国優先リートファンド（為替ヘッジなし）	9,950円
三井住友・D C ターゲットイヤーファンド2050	298,567円
S M A M ・アセットバランスファンドV A 2 5 L 3 <適格機関投資家限定>	447,345,483,091円
合計	447,610,891,633円

（平成30年10月12日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	447,610,891,633円
同期中における追加設定元本額	7,994,868,488円
同期中における一部解約元本額	16,964,242,734円
平成30年10月12日現在における元本の内訳	
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）	144,000,000円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）	3,474,833円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）	12,046,048円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）	50,000,000円
S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）	11,000,000円
三井住友・公益債券投信（毎月決算型）	8,874,310円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジ型）	4,305,812円
グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ノーヘッジ型）	1,026,625円
北米エネルギーファンド（毎月決算型）	9,964,130円
北米エネルギーファンド（年2回決算型）	996,413円
三井住友・公益債券投信（資産成長型）	941,890円

日興グラビティ・ヨーロッパ・ファンド	9,958,176円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 毎月分配型(為替ヘッジなし)	39,857円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 毎月分配型(為替ヘッジあり)	239,199円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 資産成長型(為替ヘッジなし)	39,857円
アッシュモア新興国短期社債ファンド 資産成長型(為替ヘッジあり)	229,232円
BNPパリバ・グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド(為替ヘッジあり)	1,485,087円
三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド(為替ヘッジあり)	279,064円
三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド(為替ヘッジなし)	1,275,775円
米国優先リートファンド(為替ヘッジあり)	1,953,537円
米国優先リートファンド(為替ヘッジなし)	2,960,215円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2050	398,229円
S M A M ・アセットバランスファンドV A 2 5 L 3 <適格機関投資家限定>	438,376,029,098円
合計	438,641,517,387円

## 附属明細表

### 有価証券明細表

#### (a) 株式

該当事項はありません。

#### (b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	第663回東京都公募公債	350,000,000	351,011,500	
	第664回東京都公募公債	350,000,000	350,910,000	
	第666回東京都公募公債	100,000,000	100,627,000	
	第668回東京都公募公債	300,000,000	301,983,000	
	第675回東京都公募公債	500,000,000	506,765,000	
	第9回2号宮城県公募公債(5年)	450,000,000	450,117,000	
	平成21年度第5回静岡県公募公債	197,000,000	199,663,440	
	平成20年度第6回愛知県公募公債(10年)	150,000,000	150,325,500	
	平成20年度第7回愛知県公募公債(10年)	210,000,000	210,865,200	
	平成20年度第10回愛知県公募公債(10年)	400,000,000	402,656,000	
	平成21年度第1回愛知県公募公債(10年)	100,000,000	100,871,000	



	平成20年度第6回埼玉県公募公債	115,000,000	115,504,850	
	平成20年度第7回埼玉県公募公債	125,000,000	125,685,000	
	平成25年度第7回埼玉県公募公債(5年)	400,000,000	400,032,000	
	平成25年度第1回奈良県公募公債	406,000,000	406,109,620	
	平成20年度第7回大阪市公募公債	2,500,000,000	2,507,725,000	
	平成21年度第4回大阪市公募公債	380,000,000	385,198,400	
	平成25年度第5回大阪市公募公債(5年)	900,000,000	900,225,000	
	平成20年度第2回岡山県公募公債(10年)	210,790,000	212,254,990	
地方債証券合計		8,143,790,000	8,178,529,500	
特殊債券	第1回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	602,000,000	603,017,380	
	第2回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	722,000,000	723,869,980	
	第5回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	2,823,000,000	2,843,523,210	
	第17回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	700,000,000	700,154,000	
	第18回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	200,000,000	200,150,000	
	第39回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	400,000,000	400,180,000	
	第44回日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	501,510,000	
	第67回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	737,000,000	737,619,080	
	第69回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	3,960,000,000	3,968,316,000	
	第71回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	601,740,000	
	第73回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	732,000,000	734,935,320	
	第75回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	301,000,000	302,517,040	
	第77回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,286,000,000	2,299,190,220	
	第78回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,475,500,000	2,494,957,430	
	第80回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,137,000,000	1,148,040,270	
	第82回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	310,000,000	313,375,900	
第85回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	777,000,000	785,919,960		
第87回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,525,000,000	2,559,188,500		

第89回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,504,000,000	1,523,416,640	
第91回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	286,000,000	289,715,140	
第1回政府保証地方公営企業等金融機構債券	200,000,000	200,032,000	
第1回政府保証地方公共団体金融機構債券	1,110,000,000	1,121,433,000	
第2回政府保証地方公営企業等金融機構債券	1,997,000,000	2,000,115,320	
第2回政府保証地方公共団体金融機構債券	2,488,000,000	2,514,696,240	
第3回政府保証地方公営企業等金融機構債券	1,405,000,000	1,408,470,350	
第3回政府保証地方公共団体金融機構債券	1,702,000,000	1,724,040,900	
第4回政府保証地方公営企業等金融機構債券	300,000,000	301,116,000	
第4回政府保証地方公共団体金融機構債券	774,000,000	783,512,460	
第5回政府保証地方公営企業等金融機構債券	631,000,000	633,972,010	
第5回政府保証地方公共団体金融機構債券	101,000,000	102,267,550	
第6回政府保証地方公営企業等金融機構債券	1,459,000,000	1,467,199,580	
第7回政府保証地方公営企業等金融機構債券	900,000,000	906,543,000	
第7回政府保証地方公共団体金融機構債券(6年)	200,000,000	200,026,000	
第8回政府保証地方公営企業等金融機構債券	1,923,000,000	1,941,095,430	
第8回政府保証地方公共団体金融機構債券	1,300,000,000	1,300,897,000	
第9回政府保証地方公共団体金融機構債券(6年)	100,000,000	100,189,000	
第10回政府保証地方公共団体金融機構債券(6年)	3,000,000,000	3,009,840,000	
第7回政府保証首都高速道路株式会社債券	100,000,000	100,497,000	
第4回政府保証阪神高速道路株式会社債券	604,000,000	607,460,920	
第5回政府保証日本政策金融公庫債券	830,000,000	840,325,200	
第22回政府保証日本政策金融公庫債券	800,000,000	800,080,000	
第24回政府保証日本政策金融公庫債券	3,900,000,000	3,903,900,000	
第27回政府保証日本政策金融公庫債券	500,000,000	501,735,000	
第55回政府保証関西国際空港債券	210,000,000	211,257,900	
第8回政府保証中部国際空港債券	568,000,000	571,192,160	
第16回政府保証中部国際空港債券	7,100,000,000	7,106,248,000	
第199回政府保証預金保険機構債	800,000,000	800,008,000	
第200回政府保証預金保険機構債	200,000,000	200,042,000	
第201回政府保証預金保険機構債	400,000,000	400,180,000	
い第761号農林債	1,700,000,000	1,700,170,000	

	第 2 8 7 回信金中金債(5年)	500,000,000	500,050,000	
	第 1 3 回政府保証東日本高速道路債券	108,000,000	108,033,480	
	第 1 4 回政府保証東日本高速道路債券	184,000,000	184,504,160	
	第 1 5 回政府保証東日本高速道路債券	167,000,000	167,829,990	
	第 1 6 回政府保証東日本高速道路債券	275,000,000	276,658,250	
	第 4 9 回東日本高速道路株式会社社債	600,000,000	599,916,000	
	第 5 1 回東日本高速道路株式会社社債	1,200,000,000	1,199,832,000	
	第 2 5 回政府保証中日本高速道路債券	100,000,000	101,030,000	
	第 1 7 回政府保証西日本高速道路債券	100,000,000	100,394,000	
	第 1 8 回政府保証西日本高速道路債券	200,000,000	201,212,000	
	第 1 9 回政府保証西日本高速道路債券	100,000,000	100,730,000	
	第 2 0 回政府保証西日本高速道路債券	100,000,000	101,140,000	
特殊債券合計		64,513,500,000	64,831,207,970	
社債券	第 1 4 9 回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	100,000,000	100,012,000	
社債券合計		100,000,000	100,012,000	
合計			73,109,749,470	

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）

2018年10月31日現在

資産総額	32,189,730,080円
負債総額	109,781,111円
純資産総額（ - ）	32,079,948,969円
発行済口数	101,713,558,290口
1口当たり純資産額（ / ）	0.3154円
（1万口当たり純資産額）	（3,154円）

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）

2018年10月31日現在

資産総額	574,710,956円
負債総額	5,893,259円
純資産総額（ - ）	568,817,697円
発行済口数	1,176,053,072口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4837円
（1万口当たり純資産額）	（4,837円）

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）

2018年10月31日現在

資産総額	2,135,630,616円
負債総額	2,432,988円
純資産総額（ - ）	2,133,197,628円
発行済口数	2,290,745,522口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9312円
（1万口当たり純資産額）	（9,312円）

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）

2018年10月31日現在

資産総額	11,320,371,286円
負債総額	16,403,752円

純資産総額（ - ）	11,303,967,534円
発行済口数	19,389,776,536口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5830円
（1万口当たり純資産額）	（5,830円）

## S M B C ・日興ニューワールド債券ファンド（円）

2018年10月31日現在

資産総額	10,396,801,211円
負債総額	20,335,859円
純資産総額（ - ）	10,376,465,352円
発行済口数	14,480,303,121口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7166円
（1万口当たり純資産額）	（7,166円）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

## イ 名義書換

該当事項はありません。

## ロ 受益者名簿

作成しません。

## ハ 受益者に対する特典

ありません。

## ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

## (イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

## へ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

## ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### イ 資本金の額および株式数

	2018年11月1日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	17,640,000株

###### ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

##### 八 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

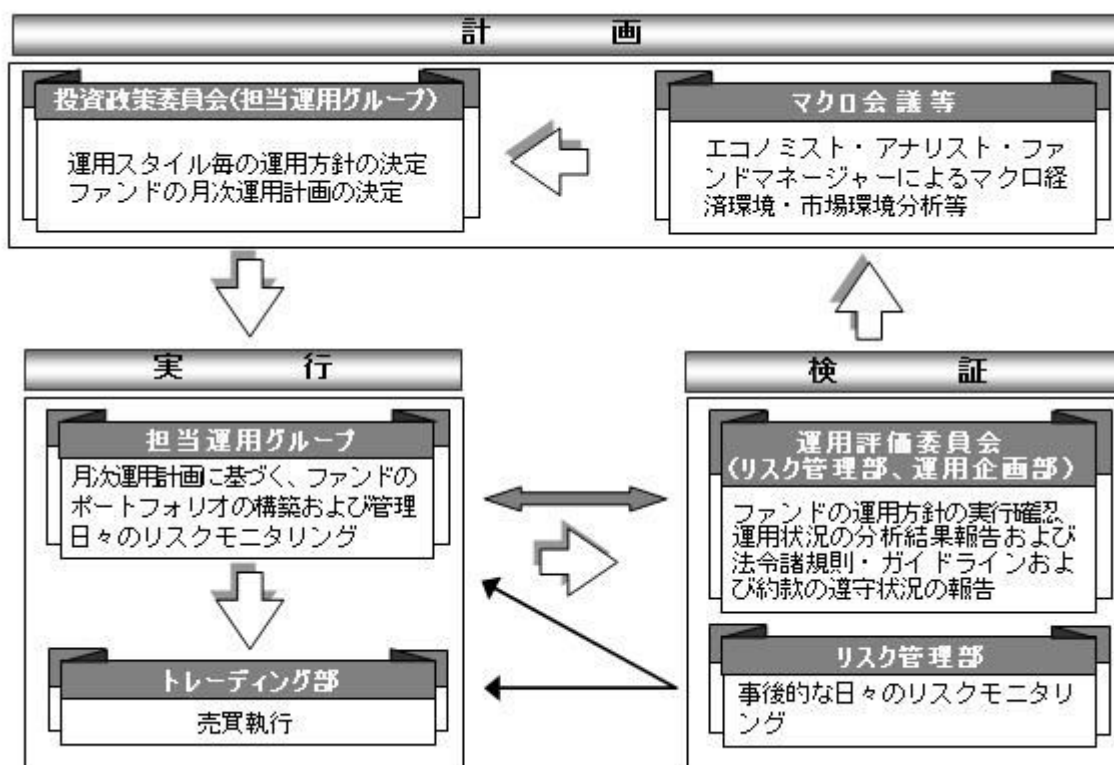
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

##### 二 投資信託の運用の流れ



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2018年10月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（2018年10月31日現在）			
		本数(本)	純資産総額(百万円)
株式投資信託	単位型	91 ( 46)	392,054 ( 317,686)
	追加型	460 ( 197)	5,781,880 ( 2,738,089)
	計	551 ( 243)	6,173,934 ( 3,055,774)
公社債投資信託	単位型	111 ( 111)	300,362 ( 300,362)
	追加型	1 ( 0)	28,956 ( 0)
	計	112 ( 111)	329,319 ( 300,362)
合計		663 ( 354)	6,503,253 ( 3,356,137)

( )内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

## 3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第33期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第34期中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

### (1)【貸借対照表】

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
(単位：千円)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,279,384	20,873,870



顧客分別金信託	20,008	20,010
前払費用	351,526	402,249
未収入金	40,544	39,030
未収委託者報酬	5,511,715	6,332,203
未収運用受託報酬	1,297,104	1,725,215
未収投資助言報酬	343,523	316,407
未収収益	20,789	50,321
繰延税金資産	482,535	715,988
その他の流動資産	5,560	10,891
流動資産合計	21,352,691	30,486,188
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	198,767	185,371
器具備品	261,096	300,694
有形固定資産合計	459,864	486,065
無形固定資産		
ソフトウェア	493,806	409,765
ソフトウェア仮勘定	141,025	5,755
電話加入権	68	56
商標権	3	-
無形固定資産合計	634,903	415,576
投資その他の資産		
投資有価証券	12,098,372	10,616,594
関係会社株式	10,412,523	10,412,523
長期差入保証金	677,681	658,505
長期前払費用	61,282	69,423
会員権	7,819	7,819
繰延税金資産	871,577	678,459
投資その他の資産合計	24,129,257	22,443,325
固定資産合計	25,224,025	23,344,968
資産合計	46,576,717	53,831,157

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	304	84
その他の預り金	80,380	92,326
未払金		
未払収益分配金	655	649
未払償還金	140,124	137,522
未払手数料	2,424,318	2,783,763
その他未払金	52,903	236,739
未払費用	2,564,625	3,433,641
未払消費税等	160,571	547,706
未払法人税等	661,467	1,785,341
賞与引当金	1,001,068	1,507,256
その他の流動負債	445	1,408
流動負債合計	7,086,864	10,526,438
固定負債		
退職給付引当金	3,177,131	3,319,830

賞与引当金	40,167	99,721
その他の固定負債	2,174	3,363
固定負債合計	3,219,473	3,422,915
負債合計	10,306,337	13,949,354
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	23,493,074	26,561,078
利益剰余金合計	25,314,279	28,382,283
株主資本計	35,943,263	39,011,267
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	327,116	870,535
評価・換算差額等合計	327,116	870,535
純資産合計	36,270,379	39,881,802
負債・純資産合計	46,576,717	53,831,157

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	31,628,014		36,538,981	
運用受託報酬	5,649,190		8,362,118	
投資助言報酬	1,726,511		1,440,233	
その他営業収益				
情報提供コンサルタント				
業務報酬	5,000		5,000	
サービス支援手数料	61,268		128,324	
その他	54,261		55,820	
営業収益計	39,124,246		46,530,479	
営業費用				
支払手数料	14,908,517		16,961,384	
広告宣伝費	366,227		353,971	
公告費	1,140		1,140	
調査費				
調査費	1,325,978		1,654,233	
委託調査費	4,343,104		5,972,473	
営業雑経費				
通信費	46,030		40,066	
印刷費	338,254		339,048	

協会費		21,669	-
諸会費		20,054	45,465
情報機器関連費		2,516,497	2,582,734
販売促進費		24,896	34,333
その他		149,177	136,669
営業費用合計		24,061,549	28,121,520
一般管理費			
給料			
役員報酬		225,885	196,529
給料・手当		6,121,741	6,190,716
賞与		610,533	601,375
賞与引当金繰入額		989,925	1,566,810
交際費		23,136	25,709
事務委託費		317,928	256,413
旅費交通費		229,248	220,569
租税公課		268,527	282,036
不動産賃借料		622,662	654,286
退職給付費用		423,954	419,884
固定資産減価償却費		384,068	329,756
諸経費		335,840	285,490
一般管理費合計		10,553,451	11,029,580
営業利益		4,509,246	7,379,378
営業外収益			
受取配当金	1	106,651	51,335
受取利息	1	745	520
時効成立分配金・償還金		1,721	2,622
原稿・講演料		1,474	894
雑収入		12,592	10,669
営業外収益合計		123,184	66,042
営業外費用			
為替差損		9,737	5,125
雑損失		1,084	913
営業外費用合計		10,821	6,038
経常利益		4,621,608	7,439,383
特別利益			
投資有価証券償還益		353,462	61,842
投資有価証券売却益		2,579	30,980
特別利益合計		356,041	92,822
特別損失			
固定資産除却損	2	8,157	354,695
投資有価証券償還損		43,644	141,666
投資有価証券売却損		15,012	9,634
ゴルフ会員権売却損		3,894	-
事務所移転費用		21,175	-
特別損失合計		91,884	505,996
税引前当期純利益		4,885,765	7,026,209
法人税、住民税及び事業税		1,391,996	2,350,891
法人税等調整額		25,454	280,166
法人税等合計		1,366,541	2,070,725
当期純利益		3,519,223	4,955,483

## （ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999
当期変動額									
剰余金の配当							2,010,960	2,010,960	2,010,960
当期純利益							3,519,223	3,519,223	3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,508,263	1,508,263	1,508,263
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	517,775	517,775	34,952,774
当期変動額			
剰余金の配当			2,010,960
当期純利益			3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	190,658	190,658	190,658
当期変動額合計	190,658	190,658	1,317,604
当期末残高	327,116	327,116	36,270,379

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263
当期変動額									
剰余金の配当							1,887,480	1,887,480	1,887,480
当期純利益							4,955,483	4,955,483	4,955,483
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,068,003	3,068,003	3,068,003
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078	28,382,283	39,011,267

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	327,116	327,116	36,270,379
当期変動額			
剰余金の配当			1,887,480
当期純利益			4,955,483
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	543,419	543,419	543,419
当期変動額合計	543,419	543,419	3,611,423
当期末残高	870,535	870,535	39,881,802

## [注記事項]

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法

##### (2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### (3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	3～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

#### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

#### (貸借対照表関係)

##### 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
建物	291,976千円	312,784千円
器具備品	651,918千円	768,929千円

##### 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

##### 3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	256,031千円	204,923千円

#### (損益計算書関係)

##### 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
受取配当金	106,640千円	-千円
受取利息	18千円	-千円

##### 2 固定資産除却損

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
建物	6,952千円	-千円
器具備品	1,204千円	0千円
ソフトウェア	-千円	9,000千円
ソフトウェア仮勘定	-千円	345,695千円

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成29年6月27日開催の第32回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成30年6月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
1年以内	626,698	208,187
1年超	191,491	42,916
合計	818,190	251,104

## (金融商品関係)

## 1.金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

## 市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

## (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額



(1)現金及び預金	13,279,384	13,279,384	-
(2)顧客分別金信託	20,008	20,008	-
(3)未収委託者報酬	5,511,715	5,511,715	-
(4)未収運用受託報酬	1,297,104	1,297,104	-
(5)未収投資助言報酬	343,523	343,523	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	12,098,074	12,098,074	-
(7)長期差入保証金	677,681	677,681	-
資産計	33,227,492	33,227,492	-
(1)顧客からの預り金	304	304	-
(2)未払手数料	2,424,318	2,424,318	-
負債計	2,424,622	2,424,622	-

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,873,870	20,873,870	-
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	-
(3)未収委託者報酬	6,332,203	6,332,203	-
(4)未収運用受託報酬	1,725,215	1,725,215	-
(5)未収投資助言報酬	316,407	316,407	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	10,616,296	10,616,296	-
(7)長期差入保証金	658,505	658,505	-
資産計	40,542,507	40,542,507	-
(1)顧客からの預り金	84	84	-
(2)未払手数料	2,783,763	2,783,763	-
負債計	2,783,847	2,783,847	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### 負 債

(1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	前事業年度 （平成29年3月31日）	当事業年度 （平成30年3月31日）
その他有価証券 非上場株式	298	298
合計	298	298

子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523	10,412,523
合計	10,412,523	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,279,384	-	-	-
顧客分別金信託	20,008	-	-	-
未収委託者報酬	5,511,715	-	-	-
未収運用受託報酬	1,297,104	-	-	-
未収投資助言報酬	343,523	-	-	-
長期差入保証金	31,201	646,480	-	-
合計	20,482,937	646,480	-	-

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,873,870	-	-	-
顧客分別金信託	20,010	-	-	-
未収委託者報酬	6,332,203	-	-	-
未収運用受託報酬	1,725,215	-	-	-
未収投資助言報酬	316,407	-	-	-
長期差入保証金	602,360	56,144	-	-
合計	29,870,067	56,144	-	-

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,921,829	4,267,927	653,902
小計	4,921,829	4,267,927	653,902
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	7,176,244	7,358,662	182,417
小計	7,176,244	7,358,662	182,417

合計	12,098,074	11,626,589	471,485
----	------------	------------	---------

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,366,669	6,046,232	1,320,437
小計	7,366,669	6,046,232	1,320,437
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,249,626	3,315,328	65,701
小計	3,249,626	3,315,328	65,701
合計	10,616,296	9,361,560	1,254,735

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### 3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
228,204	2,579	15,012

当事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
532,099	30,980	9,634

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

##### (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,028,212	3,177,131
勤務費用	280,524	285,715
利息費用	-	2,922
数理計算上の差異の発生額	15,494	51,212
退職給付の支払額	116,111	94,727
退職給付債務の期末残高	3,177,131	3,319,830

##### (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,177,131	3,319,830
未認識数理計算上の差異	-	-

未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,177,131	3,319,830

## (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
勤務費用	280,524	285,715
利息費用	-	2,922
数理計算上の差異の費用処理額	15,494	51,212
その他	158,924	182,458
確定給付制度に係る退職給付費用	423,954	419,884

(注)その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

## (4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
割引率	0.092%	0.000%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度137,310千円、当事業年度147,195千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動の部		
繰延税金資産		
賞与引当金	308,929	461,521
調査費	79,381	90,509
未払金	45,745	59,821
未払事業税	46,406	102,103
その他	2,071	2,032
繰延税金資産合計	482,535	715,988
固定の部		
繰延税金資産		
退職給付引当金	972,837	1,016,532
ソフトウェア償却	18,718	11,289
賞与引当金	12,299	30,534
投資有価証券評価損	95	95
その他	14,592	6,805

繰延税金資産小計	1,018,544	1,065,256
評価性引当額	2,597	2,597
繰延税金資産合計	1,015,946	1,062,659
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	144,368	384,200
繰延税金負債合計	144,368	384,200
繰延税金資産の純額	1,354,113	1,394,447

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.8%
(調整)		
評価性引当額の増減	0.1	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
受取配当等永久に益金に算入されない項目	0.8	-
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	2.2	1.9
その他	0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9	29.4

(セグメント情報等)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	31,628,014	5,649,190	1,726,511	120,529	39,124,246

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形

固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	36,538,981	8,362,118	1,440,233	189,145	46,530,479

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	SumitomoMitsui AssetManagement (HongKong)Limited	Hong Kong	5,000,000 (ホンコン ドル)	投資運 用業	% (所有) 直接100	投信の助 言業務 役員の 兼任	剰余金 の配当	106,640	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

## (2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,737,677	未払手数料	489,567
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託	委託販売手数料	5,485,934	未払手数料	862,697

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

3. ㈱三井住友銀行の属性が、平成28年7月29日付けで、「その他の関係会社」より「親会社」、平成28年10月1日付けで「親会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。なお、取引金額の中には、「その他の関係会社」及び「親会社」であった期間の取引金額が含まれております。

4. SMBC日興証券㈱の属性が、平成28年10月1日付けで、「その他の関係会社の子会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。

なお、取引金額の中には、「その他の関係会社の子会社」であった期間の取引金額が含まれております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,761,066	未払手数料	429,436
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	5,685,815	未払手数料	953,752

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	2,056,143.98円	2,260,873.18円
1株当たり当期純利益金額	199,502.47円	280,923.11円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	3,519,223	4,955,483
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	3,519,223	4,955,483
期中平均株式数(株)	17,640	17,640

## (重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第34期中間会計期間 (平成30年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	19,085,678
顧客分別金信託	20,010
前払費用	414,616
未収委託者報酬	7,225,367
未収運用受託報酬	1,541,190
未収投資助言報酬	306,565
未収収益	51,614
その他	53,465
流動資産合計	28,698,508
固定資産	
有形固定資産	1 508,186
無形固定資産	437,397
投資その他の資産	
投資有価証券	9,519,317



関係会社株式		10,412,523
繰延税金資産		1,364,662
その他		1,500,406
投資その他の資産合計		22,796,910
固定資産合計		23,742,493
資産合計		52,441,002
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		649
その他の預り金		116,730
未払金		3,491,463
未払費用		3,428,351
未払法人税等		1,080,277
前受収益		8,509
賞与引当金		1,233,571
その他	2	228,340
流動負債合計		9,587,893
固定負債		
退職給付引当金		3,435,254
賞与引当金		41,631
その他		1,383
固定負債合計		3,478,268
負債合計		13,066,162
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		60,000
別途積立金		1,476,959
繰越利益剰余金		26,222,740
利益剰余金合計		28,043,944
株主資本合計		38,672,928
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		701,911
評価・換算差額等合計		701,911
純資産合計		39,374,840
負債純資産合計		52,441,002

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第34期中間会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			20,003,107
運用受託報酬			3,216,910
投資助言報酬			696,543
その他の営業収益			117,677
営業収益計			24,034,239
営業費用			15,495,987
一般管理費	1		5,200,633
営業利益			3,337,618
営業外収益	2		13,622
営業外費用	3		10,296
経常利益			3,340,944
特別利益	4		293,441
特別損失	5		35,355
税引前中間純利益			3,599,031
法人税、住民税及び事業税			1,010,764
法人税等調整額			104,205
法人税等合計			1,114,969
中間純利益			2,484,061

## (3)中間株主資本等変動計算書

第34期中間会計期間（自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078	28,382,283	39,011,267
当中間期変動額									
剰余金の配当							2,822,400	2,822,400	2,822,400
中間純利益							2,484,061	2,484,061	2,484,061
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	338,338	338,338	338,338
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,222,740	28,043,944	38,672,928

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	870,535	870,535	39,881,802
当中間期変動額			

剰余金の配当			2,822,400
中間純利益			2,484,061
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	168,624	168,624	168,624
当中間期変動額合計	168,624	168,624	506,962
当中間期末残高	701,911	701,911	39,374,840

## 注記事項

### （重要な会計方針）

#### 1．資産の評価基準及び評価方法

##### (1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2．固定資産の減価償却の方法

##### (1)有形固定資産

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

##### (2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 3．引当金の計上基準

##### (1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

##### (2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

#### 4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### （表示方法の変更）

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

### （中間貸借対照表関係）

第34期中間会計期間 (平成30年9月30日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	1,162,157千円
2.消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。	
3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 - 差引額 10,000,000千円	
4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額198,989千円の支払保証を行っております。	

## (中間損益計算書関係)

第34期中間会計期間 (自平成30年4月1日至平成30年9月30日)	
1.減価償却実施額 有形固定資産 80,772千円 無形固定資産 84,457千円	
2.営業外収益のうち主要なもの 雑益 13,281千円	
3.営業外費用のうち主要なもの 為替差損 10,293千円	
4.特別利益のうち主要なもの 投資有価証券償還益 289,451千円 投資有価証券売却益 3,990千円	
5.特別損失のうち主要なもの 合併関連費用 23,103千円 合併関連費用は、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用等 あります。 投資有価証券売却損 12,101千円	

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第34期中間会計期間(自平成30年4月1日至平成30年9月30日)

## 1.発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2.剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

## (リース取引関係)

第34期中間会計期間 (自平成30年4月1日至平成30年9月30日)	
1.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	595,231千円
1年超	3,853,814千円
合計	4,449,045千円

## (金融商品関係)

## 1.金融商品の時価等に関する事項

第34期中間会計期間（平成30年9月30日）

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	19,085,678	19,085,678	-
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	-
(3)未収委託者報酬	7,225,367	7,225,367	-
(4)未収運用受託報酬	1,541,190	1,541,190	-
(5)未収投資助言報酬	306,565	306,565	-
(6)投資有価証券 其他有価証券	9,519,019	9,519,019	-
(7)投資その他の資産 長期差入保証金	1,434,365	1,434,365	-
資産計	39,132,197	39,132,197	-
(1)顧客からの預り金	649	649	-
(2)未払金 未払手数料	3,310,988	3,310,988	-
負債計	3,311,637	3,311,637	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

    其他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(7)投資その他の資産

    長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

(1)顧客からの預り金、及び(2)未払金 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
其他有価証券 非上場株式	298
合計	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523
合計	10,412,523

其他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)其他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

第34期中間会計期間（平成30年9月30日）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．其他有価証券

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	6,621,299	5,533,700	1,087,599
小計	6,621,299	5,533,700	1,087,599
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,897,719	2,973,628	75,908
小計	2,897,719	2,973,628	75,908
合計	9,519,019	8,507,328	1,011,691

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	20,003,107	3,216,910	696,543	117,677	24,034,239

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第34期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
1株当たり純資産額	2,232円13銭
1株当たり中間純利益	140円81銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>(注)当社は、平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。</p>	
1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	39,374,840千円
普通株式に係る純資産額	39,374,840千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640,000株
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	2,484,061千円
普通株式に係る中間純利益	2,484,061千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株
1株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	17,640,000株

## (追加情報)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間の合併契約の締結について

当社は、平成30年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社(以下「大和住銀」)との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。また、平成30年10月31日に当社臨時株主総会において当該合併契約の承認を得ております。

## 1. 企業結合の概要

## (1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社  
事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

## (2)企業結合を行う主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

## (3)企業結合日

平成31年4月1日(予定)

## (4)企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀を消滅会社とする吸収合併方式であります。

## (5)結合後企業の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

## (6)取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)の考え方に基づき、当社を取得企業とし

ております。

## 2. 合併比率及びその算定方法並びに交付予定の株式数

### (1) 合併比率

大和住銀の普通株式1株に対し、当社の普通株式4,2156株を割当て交付いたします。

### (2) 合併比率の算定方法

当社はEYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀はPwCアドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であるとの判断し、合意に至ったものであります。

### (3) 交付予定の株式数

普通株式：16,230,060株

## (重要な後発事象)

### 株式分割

当社は、平成30年9月28日開催の取締役会決議に基づき、平成30年11月1日付で株式分割を行っております。

#### 1. 株式分割の目的

合併に伴い株主の議決権割合が変更となる見込みであり、円滑に変更手続きを行うために株式分割を行っております。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成30年10月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株につき、1,000株の割合をもって分割しております。

##### (2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	17,640株
今回の分割により増加した株式数	17,622,360株
株式分割後の発行済株式数	17,640,000株
株式分割後の発行可能株式総数	60,000,000株

##### (3) 株式分割の日程

基準日公告日	平成30年10月12日
基準日	平成30年10月31日
効力発生日	平成30年11月1日

##### (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)



- 八 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 二 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記八、二に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 三井住友アセットマネジメント株式会社は、関係当局の認可等を得ることを前提に、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友DSアセットマネジメント株式会社に変更する予定です。

(ロ) 2018年11月1日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実該当ありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
- (ロ) 資本金の額 342,037百万円(2018年9月末現在)
- (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### 〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円(2018年9月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
------------	--------------	---------------------

資本金の額は、2018年9月末現在。

カブドットコム証券株式会社は「ブラジルリアルコース」、「豪ドルコース」、「円コース」のみの取扱いとなります。

みずほ証券株式会社は「豪ドルコース」のみの取扱いとなります。

## 2【関係業務の概要】

### イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

### ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

## 3【資本関係】

該当ありません。

## 第3【その他】

1. 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用すること、ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマーク、委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日などを記載することがあります。
2. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。
3. 目論見書に当ファンドの信託約款を掲載すること、および投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
4. 目論見書は、電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
5. 有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することがあります。
6. 目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することがあります。
7. 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
8. 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書(交付目論見書)で説明することがあります。このため、有価証券届出書に他のファンドの情報を合わせて記載することがあります。
9. 当ファンドとスイッチング対象ファンドにかかる投資信託説明書(交付目論見書)を一体のものとして使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年6月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤陽一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池ヶ谷正	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年5月11日付で会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主が、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の監査報告書**

平成30年11月20日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B C・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）の平成30年4月13日から平成30年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（ブラジルリアル）の平成30年10月12日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2．X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の監査報告書**

平成30年11月20日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B C・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）の平成30年4月13日から平成30年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（南アランド）の平成30年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2．X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の監査報告書**

平成30年11月20日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 陽一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B C・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）の平成30年4月13日から平成30年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（中国元）の平成30年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の監査報告書**

平成30年11月20日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 陽一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B C・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）の平成30年4月13日から平成30年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（豪ドル）の平成30年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の監査報告書**

平成30年11月20日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 陽一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS M B C・日興ニューワールド債券ファンド（円）の平成30年4月13日から平成30年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M B C・日興ニューワールド債券ファンド（円）の平成30年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



**独立監査人の中間監査報告書**

平成30年11月22日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤陽一 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間監査意見**

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**強調事項**

追加情報に記載されているとおり、会社は、平成30年9月28日開催の会社の取締役会において、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結した。また、平成30年10月31日に会社の臨時株主総会において当該合併契約の承認を得ている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。